

第3回東京2020オリンピック・パラリンピック
競技大会都立競技施設における
アクセシビリティ・ワークショップ議事録

日 時：平成29年3月29日（水）午後3時30分

会 場：都庁第一本庁舎25階 104会議室

午後 3 時 28 分開会

○上山事業調整担当課長 それでは、定刻前ではございますが、皆様おそろいですので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しいところをおいでいただき、ありがとうございます。

これより、第 3 回東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会都立競技施設におけるアクセシビリティ・ワークショップを開催させていただきます。

私は、事務局を担当させていただきます、オリンピック・パラリンピック準備局総合調整部事業調整担当課長の上山と申します。どうぞよろしく願いいたします。

事務局はもう一名、福祉保健局生活福祉部まちづくり担当課長の門井が務めさせていただきます。どうぞよろしく願いします。

以後、座らせていただきます。

最初に、お手元の配付資料の御確認をさせていただきます。

本日のワークショップ次第、出席者名簿、座席表、資料 1 といたしまして、Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドライン【概要版】。資料 2 といたしまして、アクセシビリティ・ワークショップ実施スケジュール（予定）。資料 3 としまして、都立競技施設におけるアクセシビリティ・ワークショップ（第 1 回）主な意見。資料 4 としまして、第 1 回、2 回アクセシビリティ・ワークショップの主な論点。資料 5 といたしまして、トイレの設備、仕様の考え方等。また、お手元に参考資料としまして、各施設の設計図面等をお配りしております。全部で 7 施設ございます。

以上になります。もし不足のものがございましたら、事務局のほうにお申しつけいただければと思います。

よろしいでしょうか。

本ワークショップでございますが、忌憚のない意見交換をしていただくため、本日は、冒頭の委員長挨拶のみ公開とし、以降は非公開とさせていただきます。

また、本日の議事録及び議事概要につきましては、後日ホームページのほうで公開いたします。ただ、会議資料のうち、参考資料につきましては、内部で調整中の事項も含まれておりますので、取り扱いには御注意いただければと思います。参考資料以外は、後日ホームページで公開を予定しております。よろしく願いいたします。

また、本日御出席いただいている委員の皆様につきましては、時間の関係から、お手元に配付しております出席者名簿をもって御紹介にかえさせていただきますので、どう

ぞ御了承ください。

それでは、議事に入ります前に、本ワークショップの委員長から、委員の皆様一言御挨拶をさせていただきます。

萱場委員長、よろしくお願いいたします。

○萱場委員長 本日は、年度末のお忙しい中、この第3回アクセシビリティ・ワークショップにお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本ワークショップの委員長を務めます、東京都オリンピック・パラリンピック準備局パラリンピック担当部長の萱場でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以降、座らせていただきます。

さて、東京都は昨年末に、2020年に向けた実行プランを策定いたしました。実行プランでは、ダイバーシティ、誰もが生き生きと生活できる、活躍できる都市東京の実現に向けて、大会開催を機にユニバーサルデザインのまちづくりを一層推進していくこととしております。そして、大会会場のバリアフリー化は、その先行的な取り組みとして位置づけられており、Tokyo 2020アクセシビリティ・ガイドラインを踏まえた、より高いレベルのバリアフリー化を目指すこととしております。

先週3月24日には、大会組織委員会から、そのガイドラインが公表されました。東京都は、これまでもガイドラインの暫定基準を踏まえて、競技施設等の整備を行ってまいりましたが、その後、新たに策定された情報や接遇等のソフト面も含めたガイドライン全編を踏まえ、障害の有無にかかわらず、全ての人にとって参加しやすい大会となるよう、引き続き準備を進めてまいります。

本ワークショップは、東京都が整備する11の大会会場について、このガイドラインの反映に加え、大会後も見据えた施設の使い勝手について、皆様から御意見をお伺いし、設計に反映することを目的として開催しております。

昨年3月、そして7月のワークショップでは、使用者目線に立った数々の貴重な御意見を頂戴したところでございます。大会会場の見直し等があり、前回からちょっと期間が開いてしまいましたが、本日は会場見直しやこれまでにいただいた御意見を踏まえた、実施設計などの状況を説明させていただくとともに、改めて皆様から御意見を頂戴したいと考えております。

引き続き御協力を賜りますことをお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○上山事業調整担当課長 それでは、冒頭で申し上げましたとおり、これ以降の議事は非公開とさせていただきます。プレスの方はここで御退室ください。よろしくお願ひします。

(プレス退室)

○上山事業調整担当課長 それでは、再開させていただきます、これから先の進行を萱場委員長にお願いいたします。

○萱場委員長 では、早速でございますが、議事を進めてまいります。

本日は、まず各施設の意見交換に入ります前に、先日、IPCより最終承認がございました、Tokyo 2020アクセシビリティ・ガイドライン全体の概要及び本ワークショップの実施スケジュールについて、説明をさせていただきます。その後、実施設計等の状況説明、意見交換に移ります。

第1回のワークショップでは、施設ごとに御説明し、その都度御意見を伺いましたが、今回は、第2回のワークショップと同様に内容の重複を避け、時間内により多くの御意見を頂戴するため、全施設に共通する施設整備の考え方に関して、最初にまとめて御説明をし、御意見をいただき、その後に個別の施設についての御説明、御意見という進行にさせていただきます。円滑な進行のため、委員の皆様のお協力をお願いいたします。

18時までの長丁場となり、恐縮でございますが、よろしくお願い申し上げます。

では、最初にTokyo 2020アクセシビリティ・ガイドラインの概要及び本ワークショップの実施スケジュールについて、事務局より説明をお願いいたします。

○上山事業調整担当課長 それでは事務局から、Tokyo 2020アクセシビリティ・ガイドラインの最終承認及び今後のスケジュールにつきまして、簡単に御説明をさせていただきます。

ガイドラインの策定に向けましては、平成26年より、東京都、国、組織委員会が協議会を設置しまして、障害当事者団体や学識経験者等の関係者の参画を得まして、検討を行ってまいったところでございます。このたび、IPCのほうから最終承認がございまして、3月24日に組織委員会から公表されてございまして、本日、概要版をお手元にお配りしておりますので、これに沿って御説明をさせていただきます。

資料1のアクセシビリティ・ガイドライン概要版のほうをご覧ください。

資料をおめくりいただきまして、1ページ目には、ガイドラインの概要、それから基準設定および整備の考え方について記載をさせていただきますが、こちらは、以前のワーク

シヨップの際に御説明をいたしましたので、省略をさせていただきます。

2 ページ目以降のガイドライン内容の抜粋につきましては、通路幅ですとか、視覚障害者誘導用ブロック、ドア幅、トイレ機能の分散配置、ホテル等のアクセシブルルーム、大会スタッフ等の接遇トレーニングなど、ハード、ソフトを含めた具体例が記載してございます。

このガイドラインは、組織委員会のウェブサイトにおきまして、ガイドライン全文と、この概要版を一般に公開しておりまして、東京都のオリパラ準備局のウェブサイトにも、該当ページへのリンクを掲載してございます。

続きまして、資料2、アクセシビリティ・ワークショップ実施スケジュール、A3の黄色い帯が記載してある資料をご覧ください。

平成27年度の3月に、第1回のワークショップを開催しまして、1から3番までの会場について、御意見をいただきました。また、28年度の7月には、第2回のワークショップを開催しまして、1から3の会場については2回目の意見交換、4から7の会場については1回目の意見交換を実施いたしました。

今回は、1から3の会場につきまして、実施設計を取りまとめる前、最後のワークショップとなりますが、工事に入った後も検討が可能な項目につきましては、引き続き、ワークショップを開催しまして、皆様から意見を頂戴してまいります。また、8番から11番の既存施設につきましても、既に御案内のとおり、5月の末に1回目のワークショップを開催する予定でございます。今後も、各施設の設計等のスケジュールに合わせて、適宜ワークショップを開催してまいりますので、引き続き御協力をお願いいたします。

なお、資料3ですが、第1回、第2回のワークショップで皆様からいただきました主な意見を参考として配付をさせていただいております。

私からの説明は以上でございます。

○萱場委員長 ありがとうございます。それでは、これから、これまでに御意見をいただいた内容のうち、全施設に共通する基本的な考え方について、まとめて御説明いただき、その後、委員の方々から、御意見、御質問をいただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、担当より説明をお願いいたします。

○小出施設整備担当 施設整備担当の小出です。よろしく申し上げます。

これまでのワークショップでさまざまな御意見をいただきましたが、それらを主な論点として、資料4に整理しております。A4資料の資料4をご覧くださいませでしょうか。

大項目としまして、トイレ、観客席、その他の3項目に分類しております。このうち、括弧書きで記載している部分が、前回のワークショップで御説明した部分で、今回、説明させていただくのは各項目のうち、下線を引いた内容になります。例えば、トイレにつきましては、個室トイレ内での災害認知や個室の仕様と寸法、観客席につきましては、傾斜、手すりやカップホルダー、その他の項目につきましては、音声案内設備やエレベーターの閉じ込め対策に関しまして、それぞれ仕様の詳細や設備といった、細かいつくり込みの部分の資料を御用意しております。

なお、印のついていない大型スクリーンや磁気ループといった観客への情報提供設備、それから点字ブロックやサイン計画といった、観客の案内表示設備につきましては、運営での対応や備品計画の具体化を踏まえつつ、今後、工事と並行して考え方の整理を進めていきたいと考えております。

それでは、個別の内容について御説明しますので、A3の資料の5-1をご覧くださいませでしょうか。

資料5-1では、トイレの便房設備等の配置の考え方を示しております。

まず最初に、第2回ワークショップでは、トイレの機能分散の考え方について議論いただきました。車椅子トイレに利用が集中しないよう、車いす対応トイレ、男女共用トイレ、手すり付便房、オストメイト対応便房、乳幼児対応設備と、利用者それぞれに対応したトイレを個別に御用意することとして、計画しております。

今回は、このように機能を分散していくことを前提にしまして、各便房や設備等を、トイレ内でどのように配置するか、それから、各便房の仕様や寸法をどうするかといった内容について、考え方を整理しました。

冒頭、上段のところですが、まずアクセシビリティ・ガイドラインにおける記載を整理しております。

アクセシビリティ・ガイドラインでは、手すり、車いす転回スペース、オストメイト用設備、ベビーチェア、ベビーベッドなどは、利用用途に応じた適切な数を設置すること。それから、便座の高さは仕上がり床面から400~450mm程度とすること。また、緊急事態の情報を音声及び光によって提供できる設備を備えることが望ましいと記載され

ております。

それから、第1回、2回のワークショップでは、手すりにつきまして、一般便房の1カ所だけというのは少ないという御意見や、男女共用トイレでは、カーテン等の仕切りによりプライバシーが確保できる工夫を、それから災害の時、避難誘導できる方法が必要。トイレの個室にいる時でもわかるように、といった御意見をいただいております。

これらを踏まえまして、それぞれのトイレ機能がしっかりと発揮できるよう、次のとおり、トイレの設備、仕様の考え方をまとめています。

まず、1点目ですが、手すり付の一般便房を、入り口付近や広めの便房など、わかりやすい位置に複数配置することとします。例えば図面でいうと、黄色く塗った便房のところに配置します。

それから、ベビーベッドについては、乳幼児対応便房の中に設けるほか、共用部の洗面台周辺にもできるだけ配置することにしております。これは、例えば、図面でいう青く塗った箇所になります。

それから、車いす対応便房、男女共用トイレ、一般便房など、個室となる便房にフラッシュランプを設置します。災害時、便房内でその点滅が十分識別できるよう、例えば下図の赤い丸の位置に、位置を落としているのと、右のイメージ図にありますように、一般便房では、例えば2ブースで一つを共有するなど、配置を検討しております。

それから、音声誘導装置につきましては、一般トイレの出入口に配置しまして、トイレの場所や配置を知らせるようにいたします。図面でいうところの青い丸で表示した箇所になります。

それから、各フロア一箇所以上の車いす対応トイレには、介助の方と利用できるよう、オストメイト用設備を設けることとしております。

裏のページをおめくりいただけますでしょうか。こちら、資料5-2では、トイレの各便房内の仕様や寸法について記載しております。

これまでのワークショップでの意見等を踏まえまして、アクセシビリティ・ガイドラインなどの既存の基準で、具体的に数値等が定められていない項目について、仕様や寸法の考え方をまとめております。

1点目、便座の高さですが、こちらは、全ての便房で420mm程度にしまして、便座の手すりにつきましては、車いす対応トイレ・男女共用トイレ・手すり付便房に設け、L型のタイプを、それぞれ同じ位置、寸法で、わかりやすく統一して配置することとし

ております。

それから、カーテンにつきましては、異性介助を想定しまして、共用部分に設ける車いす対応トイレ・男女共用トイレに設置します。

また、呼出しボタンについては、共用部分に設ける車いす対応トイレに設置いたします。

便器の洗浄ボタンなどの操作部やペーパーホルダーの位置関係につきましては、公共トイレJIS配列などにのっとりまして、手すりも含めまして、全ての便房で統一した配置に設置いたします。なお、ボタン類の高さは、便座に座っていても手が届くよう、1mを基準としております。

下の個別の便房の詳細について説明を続けますと、まず、車いす対応トイレにつきましては、呼出ボタンは、便器洗浄ボタンと同じ高さで、手前の便座側に設けるとともに、転倒時も想定して、足元にもボタンを設置することにいたします。

車いす対応トイレ内のカーテンですが、便座と出入口の間に設けます。また、大型ベッドを設ける車いす対応トイレでは、ベッドを広げた場合に、出入口を塞がないよう、設置位置に配慮いたします。

次に、隣の男女共用トイレです。こちらにつきましては、備え付きの折畳み椅子を設置しまして、異性介助の際に、介助者が便座を利用する際に、本人を、座って待たせられるようにします。また、カーテンは、介助者が便座に座りながら、出入口が確認できるような位置関係といたします。便房の大きさは、2人が利用できるよう、短辺を1,200mm以上、長辺を1,600mm以上の寸法を確保いたします。

そのほか、一般トイレ内の各種便房につきましては、手すり付便房については、手すりの分だけ横幅を必要としますので、短辺を900mm以上といたします。

また、乳幼児対応便房は、ベビーベッド、着替え台、乳幼児用いすの全てを盛り込むと、大きな広さの便房が必要となりますので、これらの機能のうち一つだけを持った便房のパターンも設けることとしております。

これらのパターンをどう使い分けるかにつきましては、洗面台周辺のベビーベッド、授乳室などの全体的な配置バランスや、施設の利用者特性などを踏まえまして、各施設ごとに個別に計画していくこととしております。

次に、観客席の詳細仕様の考え方ということで、次ページをおめくりいただきまして、資料5-3をご覧くださいませでしょうか。

観客席につきましては、第2回のワークショップで、車いす席・同伴者席、それから付加アメニティ席を1%以上、水平方向、垂直方向に分散して確保すること。それから、座席を固定せず、スペースの用意とするなどで、多様な利用形態に対応していくことを御説明しました。また、休憩室、休憩スペースを設けることも御説明しております。

今回は、このような座席配置を前提に、どのような仕様として、どのような設備を設けていくのかにつきまして、資料を御用意しております。

まず、冒頭ですがアクセシビリティ・ガイドラインでは、付加アメニティ席は、車いすを使用していないが、歩行困難である場合や補助犬ユーザー、足腰・長身・横幅が広い等何らかの理由で配慮された席が必要な人のための席として設置することとされております。また、階段部の安全な昇降に配慮して、階段沿いの座席に手がかりを設けることが望ましい、という記述があります。

第1回、2回のワークショップでは、「食べ物や飲み物を置く場所はどうか、飲みづらくて困った経験がある」という御意見、それから、「階段の傾斜が急で怖く感じる場所も実際にあるので、配慮してほしい」といった御意見をいただいております。

これらを踏まえまして、安全かつ快適に競技を観戦できるよう、観客席の仕様の考え方をまとめております。

まず、付加アメニティ席につきましては、アクセスしやすい場所に分散して配置し、席の仕様や備品を工夫することで、幅広い利用者に対応していくこととしております。例えば、左下の備品を組み合わせる例にありますように、座席を、すき間をあけて並べまして、その間に、ちょっとわかりにくいんですけど、下のほうに、座席の間に肘かけやテーブルを差し込めるような形状にする事例や、また、右の写真のように、手前の手すりがあるところに、手すり部分にテーブルをひっかけて設置できる、自立式のカップホルダーなど、こういった備品がありますので、これらを設置することで、望ましい位置に食べ物や飲み物を置くことができるということになっております。

このほか、座席自体についても、例えば、ベンチ型のシートですとか、また、幅の広い個別の座席など、種類を用意することで、使い勝手のよい席をお使いいただくことができます。

この事例のように、席の仕様や備品を工夫しまして、今後、各施設で付加アメニティ席の仕様を具体的に計画していきます。

次に、観客席の縦通路ですが、原則、手すりや、もしくは手がかりを設置することとしております。手がかりのイメージを、右下のほうに写真を掲載しております。これらについては、新設会場には最初から計画に盛り込むことができるので、設置できるんですけども、既存の施設におきましては、通路幅員が足りなくなることなどを確認した上で、技術的に可能な限り設置を検討していきます。

また、電動車いす用コンセントをそれぞれの観客席のサイド（面）に一箇所程度、車いす使用者が使いやすい位置に設置する計画にしております。

それから、次の資料5-4のページをご覧くださいませでしょうか。

こちらは、館内の案内誘導設備ということで、まず、左側のエレベーター閉じ込め対策について御説明いたします。

こちらのアクセシビリティ・ガイドラインでは、「緊急時に聴覚障害者が外部と連絡を取ることが可能なボタンやモニターを設置することが望ましい」と記載されております。

第1回、第2回のワークショップでは、「地震等で聴覚障害者が閉じ込められた場合に、インターホンで連絡ができない」といった御意見をいただいております。これらを踏まえまして、閉じ込め発生時に聴覚障害者の方の御不安を取り除くよう、次のとおりエレベーターの閉じ込め対策の考え方をまとめております。

まず、外と内が互いに見通せるよう、扉にガラス窓を設置することを原則としております。ただし、場所によっては、防火上設置が困難な場合がありますので、そういう場合を除いて、全てのエレベーターで実施する方針としております。あわせて、内部の様子をかごの外から状況把握できるよう、監視カメラをかご内に設けまして、外部からかご内の状況の映像を確認できるようにいたします。

これらの対策に加えまして、かご内外相互で情報共有できる仕組みを導入します。事例として、右側に例を示しておりますが、具体的には、下図の例①のように、インターホンで呼びかけた際に、相手が受話器をとって繋がったかわからない場合がありますので、繋がった場合に点灯で分かる呼出しボタンをつけるやり方があります。また、例②のように、中央監視室などでスイッチを切り替えることにより、かご外の対応状況の中にいる人に文字で知らせる方法もあります。この方法は一例ですが、今後、各施設において、エレベーターのメーカーが決まってから、具体的な方法を検討していきたいと考えております。

次に、右側の案内誘導設備について御説明いたします。

アクセシビリティ・ガイドラインでは、「表示サインとあわせ、音声案内や音響案内を設置する」と記載されております。

第1回、2回のワークショップでは、「音声案内や文字による案内等の設備を、視聴覚障害者にも分かりやすく利用できるよう整備してほしい」といった御意見をいただいております。これらを踏まえまして、通常時や災害時の移動を円滑に行えるよう、次のとおり、案内誘導設備の考え方をまとめました。

まず、音声案内を外部の出入口、一般トイレの出入口に設置いたします。この際、簡潔な案内に留意して設置します。具体的には、言語を日本語のみとし、通常時は効果音による音響案内を流しておきまして、受信機を持った方には、電波により音声案内を送る方式である通信式を適宜採用するなどのやり方が考えられます。また、災害時に音や光で避難経路を誘導できるよう、非常時用の誘導音・点滅装置付き誘導灯を、各階の出口と屋外に通じる出口に設置いたします。

説明は以上です。

○萱場委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明がありました全体共通事項につきまして、意見交換に入りたいと思います。

進行については、事務局にお願いしたいと思います。

○上山事業調整担当課長 それでは、これより意見交換を開始したいと思います。御意見、御質問のある方は、挙手をしていただきまして、その後御発言をいただくようお願いいたします。

はい、越智さん。どうぞ。

○越智委員 東京都聴覚障害者連盟の越智です。

意見の前に確認をしたいと思います。資料1のアクセシビリティ・ガイドラインについて、質問してよろしいでしょうか。

ちょっと表現で気になったところがあります。最後のページのところですが、アクセシビリティサポートガイド基礎編というものがあります。その中の最後あたりに、「聴覚による情報が得にくい方で、読話や身振り手振りが通じにくい場合は、必要なことだけを簡潔に筆談で書く」とあります。「ことだけ」という表現が気になりました。この書き方だと、細かく書く必要がないと読み取れるわけですね。どのような意図で、「こ

とだけ」という文章にしたか、お伺いしたいと思います。

○上山事業担当課長 事務局、上山と申します。

そうですね、「必要なことだけを簡潔に筆談で書く」という趣旨は、ここで書いてございますとおり、「簡潔に伝える」という趣旨で記載をしてあるんですけども、越智さんがおっしゃるとおり、細かく書く必要がないというふうに誤解を受ける場合もあると思いますので、こちらは、組織委員会のほうが作成はしておりますので、その旨、御意見があったというふうに伝えたいと思います。

このサポートガイドの使い方なんですが、これでマニュアルとしても確定して、これを頒布していくというよりは、これを基本として、いろいろ編集をしていくというふうにも聞いておりますので、御意見のほうは伝えていきたいと思います。

○越智委員 わかりました。簡潔に書くということは必要なことなんですけれども、細かく書く必要がないという意味ではないということをお伝えください。

続いて、意見を申し上げたいんですが、トイレにつきまして、非常時の報知システムを光でわかるように配慮していただきまして、ありがとうございます。

二つほど意見があります。一つが光の色ですが、かつて、羽田国際空港でもいろいろ検証したことがございますが、光の色については、壁の色とか、周りの状況によって、気がつきやすい色と気がつきにくい色がありますね。ですので、色を決めるときは、現場の状況を見て、確認してから決めたほうがよろしいかと思います。

それから、2点目、個室についてです。これは、前の話し合いでは申し上げなかったんですが、最近では余りないんですが、たまにですけども、個室に入っているのか、入っていないのか、わからないというトイレがあります。例えば鍵のところが、普通は赤色が「入っている」ということで、空いているときは青がほとんどなんですが、たまに色が無いトイレがあります。そのような場合、私たち聴覚障害者は、中に入っているかどうか確認ができません。普通はロックをして、入っていますというような返事を待つという方法がありますけれども、聴覚障害の場合は、それではわからない。ですから、ドアを試しにあけてみて、鍵がかかっているという確認をするんですが、ときどきですが、鍵が壊れていて、あいてしまうということもあります。まあ立派な施設ではそういうことはないとは思いますが、基本的には中に入っていないか、見てわかるような鍵をつけていただきたいと思います。

以上です。

○小出施設整備担当 御意見ありがとうございます。

おっしゃるように、御指摘いただきましたように、光の色につきましても、壁紙等を個々の状況を確認した上で、認識しやすい色にしていきたいと考えております。

また、ドアの入っているか入っていないかの表示につきましても、検討していきたいと思っております。

○上山事業調整担当課長 はい、菊地さん。どうぞ。

○菊地委員 東京都精神障害者団体連合会の菊地と申します。

今回、前回からのワークショップを踏まえて、救護室を設けていただくということは、とてもありがたいことなのですが、資料にそのイメージの映像がないんですよね。資料2に、トイレとかは割と具体的なイメージ図があるんですが、資料5-4までの間に、救護室の具体的なイメージ図がついていません。ということは、どういうことかということ、ふたをあけてみないとわからないということになってしまっているわけですね、今の段階では。

ですので、私の要望としては、やっぱり事前に具体的なイメージというのをはっきりしていただきたいということと、それから、救護室というものの性格からして、これは私が意見を申し上げたときに申し上げたんですが、まだ伝わっていない部分があると思われるのは看護師等を必ず、単に部屋を、スペースを確保しただけでは、救護室ということにはなかなか、施設として不十分であると。スペースというだけではなくて、必ずそこには看護者が、看護師等を配置してほしいということを私は申し述べておりますので、これは、精神障害者だけではなくて、知的障害者にも共通する部分があるということは、永田委員の前の指摘でもあったと思いますので、精神障害者、知的障害者に共通する、例えばてんかん等は両方の障害者が持っていることがあるんですよね。てんかんだけではなくて、ほかにも急にぐあいが悪くなったということに対応するためには、スペースさえあればいいというのではないわけです。必ず看護者がそこに待機していないと、そのスペースとしては十分ではないということが、ちょっと今の段階ではよく伝わっていないので、ふたをあけてみたら、ここは介護室なのでよろしいですよと、これではよろしかったんですよと、念を押されてしまう可能性があるんで、今のうちから言っておきますが、それではよろしくありません。介護室というのは、必ず介護者が、看護師等が待機していてこそ救護室だということを、改めて申し述べさせていただきます。

これができたときに、何もない施設ができてよかった、これでよかったんですよと

念を押される前に、今のうちに言っておきます。

それと、今ここにイメージがないということは、やっぱり具体的に、椅子が一個だけとかというようなところで、これ、救護スペースなんですけど、椅子が一個あるからいいんですよという確認をされてしまう可能性があるんで、ちゃんとここに書いてあるように、横になれるようにということが言っているということは、横になるためには椅子一個ではだめなんですからね。最低限それだけ、横になれるスペースというだけでも、椅子一個だけではだめですから。そういうことを今のうちに申し述べさせていただきます。

その2点ですね。場所のイメージのことと、それから、介護者を必ず配置するというのを、ちょっと確認させていただきます。これは、これから個別の施設の説明に入ったときも、説明がありますと思う…今、出ておりますね。

○小出施設整備担当 御意見ありがとうございます。

救護室の考え方につきましては、前回のワークショップのほうで整理させていただいておりますので、今回の資料には添付していないんですけれども、スクリーン上に示しておりますように、救護室、休憩室、休憩スペースを確保するという方針と、あと、大きさについては、ベッド1台が置ける程度の広さ。それから、部屋じゃなくて、スペースとなる場合でも、仕切られた空間になるような形で設置するというのを、基本的な考え方としております。

それで、今回は各施設の参考の図面のほうに、それぞれ、各会場のどの位置に救護室、休憩コーナーを設けているというのを、緑色で表示しておりますので、後の個別施設の説明の際に御説明させていただければと考えております。

また、看護師の配置についても、以前から御意見をいただいているところですが、これにつきましては、運営の仕方と組み合わせての対応になりますので、こちらで運営を検討している担当にも申し伝えておきます。

○上山事業調整担当課長 はい、笹川委員。よろしく申し上げます。

○笹川委員 まず、トイレですけれども、視覚障害者の場合は、比較的一般トイレを使うことが多いんですが、その個室については、必ず音声案内をつけるということと、それから、さっき、緊急時にフラッシュでというようなことがありましたけど、視覚障害者の場合、全くフラッシュではわかりませんので、必ず音声もあわせて通報するように御配慮いただきたい。

それから、日本語だけの案内ということですが、今回はそれではとても不十分だと思います。少なくとも英語ぐらいまでは音声案内をつけてもらいたい。御配慮をお願いします。

○小出施設整備担当 御意見ありがとうございます。

トイレの音声案内につきましては、トイレの出入口のところに付ける計画になっておりまして、一般便房内にはつけてないんですが、我々の今回の設計の考え方としましては、全てのトイレをJ I S規格のボタン配置で統一することによって、個々のボタンの位置関係を、特別な案内なく使える対応にしたいと考えております。

また、音声案内の言語につきましては、今のところ簡潔な案内に留意ということで、日本語としておりますが、それというのも、なかなか海外では、余りこういった案内がないというのも聞いておりまして、ちょっと事例なども調べまして、どういった簡潔な案内にするかというのは検討していきたいと思っております。

○笹川委員 先ほど申し上げたように、視覚障害者の場合は、いわゆる「だれでもトイレ」式のものはいくいですよね。ですから、一般の個室を使うわけで、それに音声案内がなかったら、全く使いようがないですよね。

○小出施設整備担当 音声案内で位置を示すか、ちょっとほかの設置位置の示し方も含めて、検討をしていきたいと考えております。

○飯塚委員 笹川委員の今のお話というのは、個室それぞれの便房で、音声で案内が必要だというような御意見ということでしょうか。

○笹川委員 いやいや、とてもそうなると大変ですから、例えばトイレに入って、一番手前の個室とか、その辺に決めていただければ、それで結構だと思います。

○飯塚委員 音声案内のかかる便房が、それぞれのトイレの一番手前にあるということを決めて、対応したらどうかという御意見でしょうか。

○笹川委員 そうですね。正直言って、1カ所だけではとても無理かと思っておりますけれども、最低1カ所はつけてもらいたい。

○飯塚委員 そこで音声案内をかけるというのは、ここがトイレですよということではなくて、ボタン配置がこうですよということの案内ということですか。

○笹川委員 はい、そうです。

○高橋副委員長 東洋大学の高橋です。

今、笹川委員さんがおっしゃっていたことは、いわゆる多機能トイレの中の操作系の

ボタンがいろいろ複雑になっていて、わかりにくいので音声案内をといる、これは従前からの主張があったかと。御意見があったかというふうに思いますけども、今回の場合は、一般便房でも全てJ I S規格でやるということですよ。この辺のことを説明をされておかないと、一般便房のほうはかなり操作系のものが少ないので、それで統一をしているということですよ。そういうふうに理解をしておりますけども。

○飯塚委員 説明が不足してしまって恐縮なんですけれども、今、高橋先生からお話をいただいたとおりで、一般の便房については、J I S規格のボタン配列で統一をさせていただく計画になっておりますので、その点は、多機能トイレと比べますと、非常にわかりやすくできるんじゃないかなと思っておりまして、それで音声案内のほうは、トイレの入り口のところにしていきたいと、そんなふうに考えているところなんですけれども。

○高橋副委員長 笹川委員、それでよろしいでしょうか。

音声案内を、例えば手前に持ってきたときに、そこにもしほかの方が入っちゃっていると、そこは利用できないということになるので、それであれば、もう全て、ローテクとは言いませんけども、各ブースに共通のものをやって、どこでも入れるということのほう望ましいのではないかというふうには思います。

○笹川委員 それはそうですね。

○飯塚委員 ありがとうございます。

それと、先ほど、フラッシュランプのところ、もちろん、警告音というんでしょうかね、音声でも、ということの御意見をいただきましたけれども、おっしゃるとおり、光だけではなくて、警告音のほうも検討していきたいというふうに考えております。

○上山事業調整担当課長 はい、中野委員。お願いします。

○中野委員 慶應大学の中野です。

トイレと観客席について、それぞれ二つずつあるんですが、一つは多分、サインのところで検討されることになるんだと思いますが、例えばトイレの手すり等の壁とのコントラストというのが非常に重要で、最新式のいろんな設備が整っているところでも、壁と手すりの色が同系色で、非常に見にくいというような場合がありますので、そのあたりは、ぜひ、ここの仕様に、どこのところに書くのが適切なかわからないんですけども、御配慮をいただけるとありがたいなというふうに思います。

同じように、その見やすさという観点では、フラッシュボタン、先ほどJ I Sを採用していただくということになっていたんですが、そもそも、フラッシュのボタンそのも

のというのが見やすいかどうか。大きさも含めてですね。これは、J I Sでは位置が決まっているだけですので、そのあたりの見やすさについては、御検討いただきたいのと……

○川内委員 水洗ボタンですね。

○中野委員 水洗ボタンです、はい。

それから越智委員から、ドアが閉まっているかどうかというお話がありましたけれども、これも、例えば羽田国際では、ドアがあいているか、閉まっているかというのが明確にわかるような、ドアの表面と裏面というのは色を変えてというような配慮をしていますので、フラッシュボタンにしる、手すり、それからボタンのコントラストにしる、羽田国際では、この中にもかかわられた方が何人かおられると思いますが、トイレの見やすさに関しては、かなり配慮がしてあると思いますので、参考にさせていただけるとうれしいなと思います。

ベビーチェア等の設備に関して、点字の説明というのが抜けているものというのが少なくありません。これは、いろいろなメーカーにお聞きすると、全盲の方で子供をそこに、ベビーチェアを使って安全を確保するというようなことがあるんですかということをお聞きすることがあるんですが、実はこれはちゃんとありますので、メーカーによって、点字が最初からついているものと、それから、ついていないものがありますので、このあたり、それぞれの仕様を最後に決定していただく際に、「つけてあることが望ましい」というような記述があるとよいかなというふうに思いました。

それから、観客席についてなんですけど、これもサインの関係なんですけど、座席番号、それから座席全体がどこにあるかというのは、障害だけではなく、なかなかわかりにくいという問題があると思いますので、いろんなサイン計画とあわせて考えていただきたいなと思います。その中には、当然、点字で座席番号というのを表記するかどうかというような問題も含まれるかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

手すりについてなんですけれども、この手すりというのは、誰を想定しての手すりかなというところがちょっと気になったところで、先ほどの絵を見てみると、健全な方を考えて、想定して、手すりというのは設計されているのではないかなというふうに、例ではお見受けするんですが、これまでいろんなワークショップを繰り返してきた中で、通常は車椅子を使っているけれども、車椅子から自力でおおりて移動できるタイプの方々のというのもおられて、そういう場合には、一般の座席を使えるケースがあつて、その

ときに、座席に移動するのに手すりがどうしても必要だけれども、手すりの高さが適切ではないということで利用できなかったケースというのが、幾つかの競技場でございましたので、そのあたり、想定をどういう方にされているかというところを明確にさせていただいた上で、もし今のような、車椅子からおりて移乗できるような方も想定している場合には、どういうタイプの手すりがよいのかというのを、共有できる形で検討していただけると、さらにうれしいなというふうに思います。

以上です。

○小出施設整備担当 御意見ありがとうございます。

トイレにつきましては、羽田等の事例も参考にしながら、各施設ごとで、色等を含めて、見やすいように決めていきたいと思います。

また、観客席の手すりにつきましてはおっしゃるように、通路の今、階段のところに設置しておりますのは、割と健常者で、ただ、ちょっと歩行困難な場合の方も想定した、手がかりとなるようなものを想定しております。先生がおっしゃるような、車椅子で来られて、席に移乗していただくような方は、付加アメニティ席などを御利用いただくことを想定しておるんですが、その際の乗り移る際の手すりについても、検討していきたいと考えます。

○上山事業調整担当課長 はい、市橋委員。よろしく申し上げます。

○市橋委員 まず、幾つか言いたいと思います。

ガイドラインの一番最後の7ページ。僕もガイドラインでそういう部分をもって、細かく見たんですけれども、これから見ていかないといけないなと思ったのは、さっき越智さんが言っていた、言葉の問題もあると思います。例えば、一番最初今見ていて気になったのは、「クライアント」という言葉。確かに、和訳、英訳、和訳とやったら「クライアント」という言葉が一番適当かなと思いますけど、日本語でいうと、クライアントという患者さんというイメージが多いんじゃないかなと思うので、これを、例えばそのままガイドラインをつくっちゃうと、えらいことになるなというふうに、今、気がつきました。

これは今すぐ変えろ、変えないではなくて、例えばボランティアを多く育成しようという場合に、ここ、言葉の捉え方もっと言ったら障害者の捉え方がいいのかどうかというような、すごく微妙なところがあるので、そんなところも含めて、振り返る機会を設けないと、せっかくこれだけ努力したのに、言葉一つでパーになるっていう点も多いの

で、これは気をつけていきたいなと感じますかね。

ちょっと、僕、すぐに言えなかったのは悪かったんですけども、考えていきたいなと思います。

それから、さっき言われたので、最近、便座の高さが非常に、みんなから言われて、400から450mmというのは、これはもう、一般的かなと思いますけれども、これと手すりの位置との関係が非常に重要なので、人間力学的に見て、これでオーケーかどうかということは、もう一回、これも人によって違うんですよ。手の力が非常に弱い人、足の力があるから足で一回けて、座る人。手で手すりをつついて便座に移る人、つかむその手の弱いとかがっていう人。ここでもここがいろんなことがあると思うけど、結局、平均して、これがいいという問題じゃなくて、どうやって移れるか、最低限の人間、最低限という言い方を、今、使わせてください。最低限の人間が移れる体制にあるかどうかという点で、便座とかのところ、付属設備を、もう一回、ちょっと、どういう結論になっているか、今、ちょっとわからないけど、できたら、もう一回、そこら辺を考えたいなと思っています。

それは、高いか低いか以前で、うちの考えで高い低いじゃない、3時間くらい論議したことがあるので、今、低くするとか高くするとか言っているんじゃない、検討をやってくれということをお願いしたいと思います。

それから、いわゆるトイレのドアは、自動なんでしょうか、手動なんでしょうか。ドアは。これも、さっき中野先生が言われたように、あけかけのトイレのドアを自動にするか、手動にするか、えらくもめたんですけども、車いす対応トイレの場合では、自動にするか、手動にするかは、大変論議があるところなので論議していただきたいということです。

それから、手すりの問題でいえば、この間も言ったとおり、リオはどうやったのかちょっとわからないけど、有明コロシウムの場合、あの急な階段で、手すりをどうやってつけるかというのは大変なんですよ。その問題を、論議を深めていただきたいと思えますし、そこら辺のところでは、手すりと階段と回廊の問題なんていうのも、ちょっと検討をもう一回したほうがいいんじゃないかと思えます。

僕は、よく、これはいいかどうか、競技場に対応できるかといったら、絶対とは言えないけど、例えば新幹線の場合、ここ背もたれの後ろにこういうたばこのみみたいな薄い形であれってやっぱり非常にやりにくいと思うし、座っている人に迷惑をかけちゃうか

もしれないけど、「ごめんなさい」で済む問題であるから、そんなところも含めて、考えていく必要があるんじゃないかなと思います。

○上山事業調整担当課長 御意見ありがとうございました。

4点ほどあったかと思うんですけども、一つ目が、アクセシビリティ・ガイドラインの「クライアント」という表現につきましては、確かに「患者」というイメージをほうふつとさせますので、市橋委員がおっしゃるとおり、ボランティアの研修の際には、その点、誤解のないようにしていきたいということを、組織委員会とともに検討をしていきたいと思います。

2番目以降、便座の高さと手すりの位置との関係が重要であるということと、トイレのドアの自動か手動かというところと、4点目は、有明コロシアムなど、急な傾斜への手すりの設置については、議論を深めていただきたいという御意見だったかと思いますが、ありがとうございます。

○小出施設整備担当 トイレ内の手すりの位置関係が重要という御指摘は、ありがとうございます。今回は、詳細図で示していますように、L型のタイプを共通として配置することとしておりますし、便座との位置関係につきましても、車いす対応トイレに倣って、一般便房のトイレも、同じような設置位置で、使いやすい位置に設置することを検討していきたいと思います。

また、ドアにつきましては、自動か手動かという議論があるということは認識しておりますが、いずれにしましても、開閉しやすいような形状で検討したいと思います。

また、観客席通路の手すりにつきましては、後ほど、個別の施設のところで、設置位置等を具体的にお示ししていきたいと思っておりますが、有明コロシアムにつきましても、今、できるだけ設置する方向で検討を進めておりますので、後ほど説明させていただければと思います。

○市橋委員 もしできたら、車いす対応の便座の位置を、標準規格をつくった便器を、例えば都庁内に一個つくってもらって、ちょっと寄りかけてみるとか、これが基準になって、オリンピックのときだけじゃなくて、できたら日本人の基準になるぐらいのものをつくっていききたいと思っておりますので、それが本当に一人一人に合うかみたいな、見に来てもいいですから、都庁内に一個、どこかの便所できちっと直してつくるとかということはどうでしょうか。

○小出施設整備担当 都庁内につくるというのはちょっと難しいかもしれないんですけれ

ども、トイレのメーカー等とも相談して……

○市橋委員 どこかにね。

○小出施設整備担当 ええ。ちょっとそういう、確認できるような設備は考えたいと思います。

○上山事業調整担当課長 じゃあ、あとお一方だけ。

越智さん、お願いします。

○越智委員 東京都障害者連盟の越智です。

ガイドラインで気になるところがあります。笹川さんにお伺いしたいと思います。

最後のところですが図がございます。これは、恐らく、「サポートのためのポイント」、2番目の「視覚による情報が得にくい方には、言葉による説明は具体的に言葉で行う」と書いてあります。Aで、絵が描いてあるんですね。気になったところは、その具体例が、ここでは、「看板があります」というふうに文字で書いてあります。視覚障害者の立場で、看板があるということを知りたいのか、それとも、看板の中身、例えばレストランの看板がありますという、この絵でいえばレストランの看板で、看板があるということを知りたいのか、そこにはレストランの看板があるということを知りたいのか、どちらでしょうか。

○上山事業調整担当課長 今の越智委員の御質問なんですけれども、サポートガイドに視覚障害者に御案内するときの案内のちょっと事例が書いてありまして、介助者が「2 m先の右足元に看板があります」というふうに案内をしているんですが、この看板があるということだけをお知らせすればいいのか、看板が、例えば「レストランの看板があります」ということまで御案内したほうがいいのかという…違いますかね。

○中野委員 中野がこれを見ているので、補足しますと、この場面は、歩行誘導をしていて、少しよけますと。よけるときに、なぜよけるかというのを具体的に言葉で説明している場面で「2 m先の右足元に看板があります」とだけ書いてあるんですが、ここは言外に、「なので、少し左側によけます」ということを説明してある図であるということ、決して、そこにメニューがあるので、メニューの内容がどうこうというようなことを説明している場面ではないであろうと思います。この絵が適切かどうかはちょっと別問題ですが、ここの趣旨は、そういう趣旨で書かれてあるので、レストランに入るとか、メニューを確認するという場面ではないであろうというふうに思います。

○川内委員 すみません、補足ですが、このアクセシビリティサポートガイドというのは、

どこでどういうふうにつくったのか知りませんが、この例示になっているページだけで、非常にいろいろな問題があります。例えば一番右ですけども、荷物を持った人がうろうろしていて、スタッフの方が、「その荷物を持つのをお手伝いしましょうか？」と。これ、海外の人が来たら、こいつは盗人かと思えますよ。何でただ「お手伝いしましょうか」ではだめなんですか。視覚障害のある方は、知らない人から「荷物持ちましょうか」と言われたら、それはおかしいでしょう。二つ目の図Cでも、「約20分遅れです」と。簡潔に書くのなら、「遅れ20分」でいいじゃないですか。

これ、全然趣旨と違った図になっていると思います。これは、どうつくられたか知らないですけど、相当精査しないと、かなりまずいと思いますよ。

以上です。

○菊地委員 すみません、ちょっと補足。

東京都精神障害者団体連合会、菊地と申します。

私も、同じように、今のこのページですね、この7ページ、6ページのところの問題点を指摘させてもらいますけれども、この「サポートのためのポイント例」というところの中に、精神障害者に対するサポート例というのが一切抜け落ちているんですよ。これを見て、私が危惧するのは、その前のページの6ページに、「大会スタッフ等に対するアクセシビリティトレーニング」の中に、精神障害者に対する説明が抜け落ちる可能性があるなというのを私、感じておりました。

障害というと、基本的には視覚障害、聴覚障害、わかりやすいですよ。それに対する説明というのは当然なされると思いますが、精神障害者は、前にも申し上げましたとおり、五大疾病の第1位にいる、人数的には一番多い障害者ですので、どう対応したらいいのか。一番基本的な、もう、精神障害者というのは怖い存在で、すぐに人を刺すんだみたいな、そういう誤解があるわけですから、少なくともそういうことはないんだと。統計をとっても、一般的な人よりも傷害を起こす確率はむしろ低いぐらいなんだという、最低限の説明は行っていただかなければいけないんですよ。

そのアクセシビリティトレーニングの中に、精神障害者に対応するための内容を必ず盛り込んでもらいたいということを、ちょっとそれが抜け落ちることを危惧しましたので、つけ加えさせていただきます。

以上です。

○上山事業調整担当課長 ありがとうございます。

川内委員御指摘の、アクセシビリティサポートガイド、7ページの絵は、非常に問題があるということですが、こちら組織委員会と話しまして検討してまいりたいと思います。

それから、菊地委員から御指摘いただきました精神障害者へのサポートがここに書かれていないということなんですけれども、すみません、ちょっと、ポイントの例として、抜粋をしてございますので、サポートガイド自体には、当然、精神障害者も対象者として想定をした指針とはなっております。

○菊地委員 抜粋で抜け落ちるということは、実際の状況の中で軽視されている、当たり前な、そういうことだと私は思って、話をさせてもらいました。抜粋ということは、やっぱり重要だから抜粋するわけでしょう。抜け落ちるということは、重要でないということですから、そういうことはちょっと問題があるということ、本当に重要じゃないのかということをおっしゃっていただきます。

○上山事業調整担当課長 重要でないという意味で除いたのではないんですが、すみません、御意見として承ります。

すみません、ちょっと時間がかなり超過しているんですが、じゃあ市橋委員、手短かお願いします。

○市橋委員 川内委員みたいに細かい点がいっぱいあるけど、注意していただきたいのは、かえって、これを絵に描いたり、図計を使うと何かと誤解が多いわけで、だけど、オリンピックを迎えるにあたって、幅広いボランティアを使おうという意図が片一方であるので、よっぽど質問して漫画とか図にしていかないと、えらい誤解が生じるということ、意見として言っておきます。

○上山事業調整担当課長 ありがとうございます。御意見として承ります。

すみません、それでは意見交換のほうをこの辺で終了させていただきたいと思います。

永田さん、すみません。失礼しました。

○永田委員 ちょっと小さいことではありますが、時間がないようですので、大丈夫です。後で個別にお願いするようにいたします。

○上山事業調整担当課長 せっかくなので、どうぞお話しください。

○永田委員 はい。共用トイレにつきまして、いろいろ御配慮いただいて、ヒアリングの時点で、待てるように、折り畳み式の席とかつけていただいて、カーテンをととても工夫して、よくこういうふうに、どういうふうにしたらドアがちゃんと支援者から見えるよ

うにというのを、私も悩んだんですけれども、よくぞこうやってカーブで、やってくださって、ありがたいと思います。

1点、介助者のイメージとしては、広いほうに介助に入ることだと思うんですが、介助者側にトイレトーパーがないと、とても、実際、狭いほうには結局は入って介助するようになるということがございまして、ただ、本人が使う場合は近くにあったほうがいいので、できましたら、両サイドにあると、より使用しやすいということがございますけど、そこまでぜひとも申し上げられないかなという気持ちがありました。

それと、検討課題である、名称について、「男女共用トイレ」という、そこにつきましても、もちろんこれでいいわけですが、プラス、やはり介助というニュアンスを持たせたものということで、今後の課題にしていきたいと思います。

すみません、時間がなくて。以上です。

○上山事業調整担当課長 御意見ありがとうございました。

それでは、意見交換のほうをこちらで終了させていただきます。

○萱場委員長 委員の先生方、さまざまな御意見ありがとうございました。

3月24日に発表されました、アクセシビリティ・ガイドラインの概要編、参考資料としてつけさせていただきましたが、今、委員の先生方からお話を承ったように、いろいろ御指摘していただく点があるかと思っておりますので、このアクセシビリティ・ガイドラインの概要編の御指摘事項につきましては、このワークショップの場ではなく、後ほどまた御意見を聞かせていただいて、それを集約して、私ども、組織委員会のほうに伝えさせていただきます。

こちらにつきましては、続きまして、新設3施設の意見交換に移ってまいりたいと存じます。

では、まず、東京都のほうから、今回の会場の見直しの状況及び各施設の設計状況を説明していただきまして、その後、委員の方々から御意見、あるいは御質問を頂戴したいと思っております。

では、担当より御説明をお願いいたします。

○小出施設整備担当 まず初めに、有明アリーナにつきまして、検討状況について、私のほうから説明をさせていただきます。

有明アリーナの施設の概要につきましては、設計の進捗に伴いまして、施設規模、具

体的には、面積に若干の変更が前回から生じておりますが、基本的な内容は前回と変わっておりません。また、当施設につきましては、昨年、いろいろ会場見直しの経緯がありまして、整備費用縮減施設、引き続き、この場所で新しく新設することが決定されております。

コスト縮減の中身ですけれども、内装ですとか、建物の外壁等、また、設備の仕様の見直しを行って、縮減を行っているところです。

建物の形や各階の平面に対する変更はございません。また、アクセシビリティに関する考え方につきましても、これまでどおり実現していくことを前提に、現在、検討を行っているところです。

また、工事費に入っております、工事中のセキュリティ対策費ですとか、追加工事等が生じた場合の対策費を精査して、縮減額を算出したところでありまして、御心配いただいているかもしれませんが、アクセシビリティにつきましては、これまでどおりの方向で変わりありませんので、引き続き検討を行っているところであります。

引き続きまして、具体の図面の説明のほうを、財務局のほうにお願いしたいと思えます。

○尾上委員 財務局建築保全部建築担当課長の尾上と申します。

私のほうから、具体的な図面の内容について御説明申し上げます。

着席して説明させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、有明アリーナ、2ページをご覧ください。このページで、図面の見方を御説明いたします。

上が平面図となっております、下に凡例をお示ししております。上の図の中に示されている凡例の場所が、その設備の設置場所というふうになります。例えば、凡例の中の車いす対応トイレ、「車」と示された表記が、上のほうの図面の中に表示されていますけれども、ここに車いす対応トイレが設置されているというふうな見方でご覧いただければというふうに思います。

トイレに関しましては、有明アリーナでは、乳幼児トイレを一般トイレの外にまとめて設けておりまして、授乳室の近傍に設置していることから、一般トイレ内にはベビーベッドは設けておりません。これについては、3ページ、2階平面図をご覧ください。

メインアリーナの右上角、それから左下角に、青四角で「幼」と漢字で書かれた、この部分に、授乳室とまとめて配置しております。

その他のトイレの手すり付便所の設置等につきましては、トイレの考え方に沿いまして設置しております。

観客席につきましては、縦通路の両側、固定席の脇に手すりを設置してございます。これにつきましては、6ページ、5階平面図をご覧ください。

凡例で、青点線が縦通路の手すりを示しておりますが、図にお示しするように、各通路に設置しております。

それから、エレベーターについてですが、ガラス窓付きのエレベーターにつきましては、防火上、支障がないエレベーターに設置してございます。有明アリーナでは、9台あるエレベーターのうち、ガラス窓をつけられるエレベーターについては4台となっておりますが、観客が最も利用する1階と2階のコンコースを結ぶエレベーターには設置してございます。

これについては、1階平面図、2ページにお戻りいただきまして、凡例で、「エレベーター」という赤で囲んだ「EV」と、これがエレベーターですけれども、メインアリーナとサブアリーナの間にありますエレベーター、これに「ガラス窓付き」と示しておりますけれども、ガラス窓付きエレベーターについては、このような表示で設置してございます。

それから、案内誘導設備についてですが、案内誘導設備につきましては音声案内を、先ほど共通の考え方で御説明した考え方に沿いまして、設置しております。この1階平面図の中では、青丸で示した、出入口、それからトイレの出入口に設置しております。

それから、先ほどお話がありました、休憩コーナー、救護室につきましては、下の凡例で緑色の「休憩コーナー」が「休」という表記、それから「救護室」については、緑の中の「救」ということで示しておりますけれども、各階平面図を見ていただくとおり、救護室と休憩室、1階、それから3ページの2階、それから4ページの3階と、それから4階にも設けてございます。この位置に設置しております。

それから、第1回、第2回のワークショップで、委員の皆様から、当施設について幾つかの個別の御指摘をいただいております。

このうち、男女共用更衣室の対応につきましては、メインアリーナには複数の更衣室がありますので、運用で対応できる設計としております。

斜め柱についての対応につきましては、3ページ、2階平面図をご覧ください。

平面図の中ほどに記載しておりますけれども、斜め柱の安全対策の上の図に表現しまし

たような形で、メインエントランス棟の出入り口の形状を見直してございます。

また、2階、外部デッキの外壁も斜め形状となっておりますので、同じく下の図に表現しましたように、外壁面の周囲を砂利敷き等にするなど、人が外壁面に近づかないような設計としていきます。

その他、集団補聴設備やサイン等の事項につきましては、今後の詳細設計や運用で対応することを検討しています。

有明アリーナにつきましては、説明は以上です。

○三浦委員 施設整備担当課長の三浦です。

続きまして、アクアティクスセンターについて、まずは会場見直しの状況について御説明いたします。

アクアティクスセンターにつきましては、昨年行いました会場見直しによりまして、主に整備費の縮減等の観点から、オリンピック・パラリンピック競技会場の座席数を約2万席から1万5,000席に変更しております。

また、大会後には、観客席部の躯体を撤去しまして、屋根を下げるなど大規模な減築を当初検討しておりましたが、この大規模な減築を行わずに、仮設の約1万席と仮設階段などの大会後に使用しない部分を撤去する計画に変更しまして、引き続き整備することとしております。

また、施設の階高を、この見直しに伴いまして、階数を5階建てから4階建てにする変更などをつくって、あと1万5,000席への席数縮小に伴いまして、車いす席数も減ってございますけれども、これにあわせまして、大会時に4階へアプローチする、仮設のエレベーター2基を1基に変更する計画を考えてございます。

ただ、この変更した場合でも、車いす利用者等の移動には支障はないと想定しております。

その他、アクセシビリティに関する考え方は、アリーナ同様、これまでと変わらず実現する方向で検討を行っております。

なお、後ほど図面をお示ししますが、設計の進捗に伴いまして、主に施設利用上の観点から、1階レイアウトにおきまして、管理室の諸室やトイレの廃止など、平面プランに一部変更が生じてございます。

図面の具体的な内容は、また引き続き、財務局の担当のほうから御説明いたします。

私からは、以上です。

○尾上委員 それでは、引き続きまして、具体的な図面の説明をさせていただきます。

図面の構成や凡例などの見方につきましては、有明アリーナと同様のものとなっております。

トイレに関しまして、アクアティクスセンターにつきましては、2階の主に観客が利用するエリアについて、競泳の大会利用が多いことを踏まえ、車いす対応トイレなどの大型の便房をエントランス付近に集中して設けております。

その他の手すり付便房やベビーベッドの設置などの事項につきましては、平面計画を「トイレの考え方」に沿いまして設計してございます。

これにつきましては、3ページ、大会時、2階平面をご覧ください。

メインプールとサブプールの間がエントランスロビーとなっております、その上のほうと下のほうに大型ベッド付車いす対応トイレや男女共用トイレ等を設置しております。

観客席につきましては、大会時縦通路の手すりを固定席の通路両側に設置いたします。これにつきましては、4ページの3階平面図、ここで青の破線でお示ししますように、この部分に設置しています。同様5ページも青の破線で示す位置に手すりを設けております。各階同様な形でお示しをさせていただきます。

それから、10ページをご覧ください。

大会時のみ仮設席部分に設置した席につきましては、大会後に撤去をいたします。

これは断面図を示しておりますけれども、赤の破線で囲まれた部分が大会後に撤去する仮設席となっております。

その他、付加アメニティシート等の事項につきましては、「観客席の考え方」に沿いまして設計しております。

エレベーターに関しましては、先ほど有明アリーナで御説明したとおり、防火上設けられないところ以外に設けておりまして、5台あるエレベーターのうち、ガラス窓をつけられるエレベーターとしては2台となっております。

これにつきましては、お手数ですが、2ページ、大会時、1階平面図をご覧ください。

平面図の中央、メインプールを挟んで上下2カ所にガラス窓式エレベーターの表示をしていますけれども、ここに設置をしております。

案内誘導設備に関しましては、音声誘導設備を共通の考え方に沿いまして設けており

ます。これにつきましては、2ページ、大会後、1階平面図、それから3ページの2階平面図に示しておりますけども、平面図の中で青丸で示しましたエントランス、それからトイレ出入口に設置しております。

それから、先ほどお話がありました、休憩室、救護室につきましても、大会時は1階は設けておりませんが、2階以上に休憩スペースを設けて休憩コーナーを設けております。

大会後につきましては、6ページになりますけども、1階に救護室、それから7ページ以降の2階平面図、以上につきまして、休憩コーナーを設けております。

なお、第1回、第2回で委員の皆様から当施設につきまして幾つかの個別の御指摘をいただいております。

このうち、男女共用更衣室の対応につきましては、メイン、サブプールそれぞれに家族更衣室を設置しております。

また、衝突の危険があります斜め柱を極力使用しないことにつきましては、2階エントランスデッキといった歩行空間の周辺で斜め柱を垂直の柱に改善しております。これにつきましては、7ページ及び8ページをご覧ください。

7ページでは、右下にデッキ部のイメージとして垂直の柱とした絵を示しております。

8ページは、左下、エントランス前の垂直な柱に改善したイメージを添付しております。

また、屋外からの光による水面グレアにつきましては、競技特性により、大会時は屋外からの採光を極力おさえることが求められており、遮光を行う方向で検討しております。

また、屋内につきましては、照明の角度や天井の素材を工夫することによりまして、観客席から競技が見やすくなるように計画してまいります。

その他の集団補聴設備やサインなどの事項につきましては、今後の詳細設計や運用で対応することを検討していきます。

アクアティクスセンターについての説明は、以上です。

○堀川委員 それでは、海の森水上競技場について御説明します。

検討図面の3番をご覧くださいと思います。

海の森水上競技場ですけども、この図にございますように、青海のお台場と言われる

地区のさらに沖のほうにあります埋立地の間にある水路に建設をする予定でございます。ボートとカヌースプリントの競技会場となる場所です。

恒設でつくります建物としまして、座席数約2,000席のグランドスタンド棟、それから主に選手が利用する艇庫棟というものがございます。

これらの施設の実施設計を行ってきたわけでございますけども、昨年11月の会場の見直しによりまして、その結論としましてコスト縮減を図って、この場所で整備をするということになりました。

これに伴いまして、建物の規模の縮小ですとか、材料とか、形態とか、そういう仕様の変更を行うという検討を行ってまいりました。

ただ、これまでこの本ワークショップの場で検討してまいりました内容につきましては、見直し後も反映しながら、実施設計を進めております。

その具体的な内容につきましては、それでは御説明いたします。

○織田委員 港湾局港湾整備部の織田と申します。

海の森水上競技場について、図面の説明をさせていただきます。

資料の2ページ目をご覧ください。

まず、観客席となるグランドスタンド棟についてですけれども、建物としましては、南側にコースを望む2階建てとなります。

ページの中央に描かれておりますのが1階の平面図、その上の図が2階の平面図になりまして、右下に凡例を示しております。絵で見ますと、下が南ということになります。

観客席に薄い赤い色で示します車いす席は、1階に12席、2階に12席の合計24席を設けまして、隣にそれぞれ同数の同伴者スペースを配置してございます。

また、車いす席には、赤色の丸印で示します電動車いす用の電源を設置しています。

紫色で示します付加アメニティ席につきましては、1階に24席設けてございます。

また、観客席の縦通路階段の両側には、青い破線で示しますように手すりを設置しております。

メインエントランスとトイレの出入り口につきましては、水色の丸印で示しますように、音声誘導設備を示してございます。

次に、トイレの平面計画ですけれども、第2回目、そして今回のトイレの考え方に沿って設計をさせていただいております。

全ての男女トイレ内には、黄色で示します手すり付トイレを設置しておりまして、全

ての個室に手すりを設置しております。フラッシュランプは各個室に設置をしております。

続きまして、資料の3ページ目をご覧ください。

こちらは艇庫棟でございます。艇庫棟は、主に選手が利用する施設で、2階建ての建物になります。

2ページ目同様に、1階の平面図、2階の平面図及び凡例を載せてありまして、平面図の下側が南側になります。

艇庫棟の1階ですけれども、中央がエントランスホールとなりまして、西側には選手用の更衣室、計量室、ドーピングコントロール室等の諸室と屋内艇庫、東側は全て屋内艇庫のスペースです。

2階は、西側が選手の居室になっておりまして、東側は主にダイニング、研修室などとしての利用を予定しております。

トイレの平面計画は、先ほどと同様、トイレの考え方に沿って設計をしております。

2階、西側の居室は、個室のAに赤色で示す車いすに対応したトイレ、シャワールームを1カ所ずつ配置しております。

なお、全ての男女トイレ内にはグランドスタンド棟と同様、手すり付トイレを設置しておりまして、個室内にも手すりを設置しています。フラッシュランプも同様に各個室に設置をしております。

音声誘導設備につきましては、図の中の水色の丸印で示した場所に設置しておりまして、メインエントランスとトイレの出入り口ということで配置をしております。

また、1階には、水色で示します車いす対応シャワールームというものを男女別に2カ所設置しておりまして、またエレベーターの窓につきましては、艇庫棟の1階以外の3カ所につける計画ということになってございます。

最後ですけれども、第1回、第2回で委員の皆様方からいただいた御指摘についてでございます。

まぶしさ、暑さ対策が必要との御指摘がございましたけれども、その対策としましては、観客席の一部に屋根の設置をしたり、遮熱性の舗装を整備していきたいと考えてございます。

また、異性介助の観点から、男女共用更衣室が必要との御指摘がありましたけれども、これにつきましては、救護室ですとか、ドーピングコントロール室を利用することで対

応は可能であるというふうに考えてございます。

海の森水上競技場については、以上でございます。

○萱場委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、ただいま会場の見直しの状況、そして設計の状況につきまして説明がありました。3施設につきまして、委員の皆様からユーザー、使用者としての目線から使い勝手について御意見を賜りたいと思っております。

なお、まことにちょっと言いにくいことではございますが、現時点の予定スケジュール20分オーバーしておりますので、何とぞ全ての先生方からの御意見がいただけるよう、円滑な運営に御協力を賜ればと存じます。

では、進行を事務局にお願いいたします。

○上山事業調整担当課長 それでは、意見交換を始めたいと思います。

御意見、御質問のある方、挙手をしていただき、その後、御発言をいただくようお願いいたします。

その際、3施設ございましたので、どの施設に関するものかを初めにお伝えいただければと思います。

じゃ一番最初に手が挙げた菊地委員、お願いします。

○菊地委員 私、大体救護室に対する発言なんですけど、ちょっと気になるところがあるんですよ。というのは、私は救護室をお願いしたんであって、休憩室をお願いしたわけじゃないんですよ。

ところが施設の図面を見ると、救護室と明確に銘打ってあるところというのは、非常に少なく、休憩室というふうに銘打ってあるところが多いのが目につくんですが、休憩室というのは、別に何かあった人が来るところじゃなくて、誰でも休憩できる場所ですからね。

それは、そういうふうに誰かがそこを使っている、何にもない人が使っていて、何か文句あるのということになるわけですよ。休憩室なんだから休憩するだけだよ。何か運ばれてきたときにね、ここは救護をする人を使うところですよというふうにはならないわけですね。

その当たり前のことをちょっと確認させてもらいますけれども、休憩室が救護室を兼ねるということをするためには、名前を救護室にしておく必要があるんじゃないですか。救護室だけでも休憩に使っていますよということだったら話はわかりますよ。でもそ

の逆はできませんからね。休憩室で誰か別の人が単に御飯を食べたりとか、お母さんが子供を連れて休憩しているだけのところに、突然おかしくなった人が入ってきたときに、何ですかと、私たちは休憩しているのに使えないでしょうということになるわけですから、もしそういうふうに救護室と休憩室を兼ねるということを考えるのであれば、名前は救護室というふうにしておかないとまずいと思いますよ。本来は救護室なのですが、休憩しても構いませんよというのと全然違いますからね。休憩室なんですけど救護室にしますというのは全然違いますよね。

それは今私が説明したことでおわかり願えると思いますよ。休憩しているところに、突然救護の必要な人が運び込まれてきたときに、もといた人が出ていかなきゃだめな理由はないですからね、休憩室の場合は。

兼ねるということであれば、救護室という名前にしなければだめだということ、これは3施設とも言えることですが、まずこちらのボート、カヌーの海の森水上競技場に関しては、1階の部分、これグランドスタンド棟に観客がいらっしゃるわけですから、観客がいらっしゃるときに救護室がないんですよ。休憩室はありますよ。救護室があるのは、これは艇庫棟ですから、これは選手が使うところに救護室は確かにあります。

ただ、私が申し上げているのは、選手のことも含めてですけれども、一般観客が救護できる場所をということをお願いしたわけですから、この図面では不適切です。1階にあるのは、休憩室だけですから、休憩室ということだったら誰かが子供を連れてお母さんが休憩していても何の文句もないわけです。休憩室に何か救護の人が運び込まれてきたときに、文句をつけられますよ、このままだと。

それから、その前のオリンピック、アクアティクスセンターに関しても、明確に救護室となっているところは、1階の平面図でしたっけ。これはありましたね。

2階の平面図には、休憩室しかありませんからね。休憩室しかないということは、どういうことになるか。お母さんと子供を連れて人がずっと使っているときに、救護の人が運び込まれたときに何か文句はあるんですかと、私は使っているんですよと、何言っているんですかということで、はい、すみませんになるわけですよ。そこを簡単に考えているんじゃないですかね。

その次の4ページ目にも休憩室しかないですね。救護室はありません。

5ページ目にも休憩室しかありません。休憩室がないということは、お母さんと子供が使っているときに、救護の人が運ばれてきたら何か文句あるのと、ここは私たち使っ

ているのよと帰ってと、はい、わかりました、すみませんになるんです。

この6ページ目で初めて救護室というのがありますよね。

○上山事業調整担当課長 菊地委員、ありがとうございます。

ちょっとすみません。お時間の関係で、御意見としては、救護室、休憩室、休憩スペース、さまざま名前と呼んでいるんですけども、各施設について救護室が必ずしもないので、その点について休憩室だと、ほかの人が入ってしまうんじゃないかという御心配をいただいているところかと思います。

○飯塚委員 菊地委員の御意見よくわかりました。名称のお話と使い方の問題だというふうに思います。

確かに今までのお話の中で、我々が重視していたのは、そういうスペースをつくって、横になるようなベッドを配置するためのスペースを設けるというところで、今配置計画を立てているわけなんですけれども、そこまでどういう名称にしていくかというところは、休憩室という呼び方を単純にしてきたわけなんですけれども、ただ使い方を今後どんなふうにしていくのかというのは、これは議論があるところだと思っていて、おっしゃっているのは、一般の方がふらっと入ってきて、そのまま何か飲んで休憩をされているところだと、ちょっと休憩ができるようなところだと、本来の菊地さんのおっしゃっているような救護室的な使い方ができませんねということを御意見としておっしゃっているわけですよね。

その御意見よくわかりましたので、今後どんなふうに応用していくのかというところも考えて、休憩室という名称がいいのか、本当に救護室というふうには呼ばせていただくのかということも含めて、ちょっと使い方を今後考えていきたいと思っておりますので。

○菊地委員 救護室の名前のほうがいいです。そしたら救護に使えるわけですからね。そこは休憩に使えることはできますよ、もちろん。

○飯塚委員 よく検討していきたいと思っておりますので、御意見として頂戴をして、今後使い方をよく検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○上山事業調整担当課長 川内委員、お願いします。

○川内委員 海の森で3ページですけども、艇庫棟のところですけども、下にトイレ、シャワーブースとそれから車いす対応のシャワーブースというのがあります。これは以前にもお話ししたと思いますが、車いすを使う方がシャワーを浴びようとすると、シャワーがあるいすのところまで車いすで行くわけですよね。ですから、そこでシャワーを

浴びると、車いすが濡れちゃうわけです。なので、ここには必ずカーテンがいるんですね。車いす、シャワーいすのすぐそば、シャワーいすのすぐそばまで車いすが来ますから、シャワーいすに乗り移ってから車いすを多少手で遠くに離しますが、手の届く範囲、50センチか60センチか離れたところに車いすを動かして、それからシャワーを浴びるわけですね。ですから、そこにはカーテンがないと、一々シャワー用の車いすに乗りかえるということは、余り期待しないほうがいいと思います。

という点では、個室Aのシャワールーム、これは多分1,500という数字が書いてある下のほうにあるのが多分シャワーいす、おり上げ式のシャワーいすだろうと思うんですけども、この周りもカーテンがいるだろうというふうにも思います。これが1点。

それから、2点目は、表現の問題ですけれども、同じページの1階の平面図の一番左端、救護室からあります。その横に赤い「ベ」と書いたベッド付の大きなトイレがあるんですが、その左側に手と書いた、これは手すり付の便房ですが、廊下を挟んで下側と上側にあります。下側のは、黄色い色の手すり付、それから上側が緑のメッシュの手すり付、これは何か違いがあるのでしょうか。

○織田委員 すみません。資料のほうがちよっと表現が不適切なところがございます。まず、今の手すり付トイレの色ですけれども、これは上のほうのものも黄色ということで、今背景の水色とまざってしまいまして、緑色のようになっていますが、こちら訂正をさせていただきます。

あと車いす対応シャワールームの中のカーテンの設置についてでございますけれども、こちら下の真ん中にあります水色の地で、白抜きの字で書いたところですが、1,500という数字が書いてあり、少し上のちょうど中心より少し上に横の真っすぐな線、このラインが実はカーテンを設置するラインになってございます。

したがいまして、こちらもちよっと説明が不十分だということで、資料について追加の意味で、こちらにカーテンが設置されるというふうに認識していただければと思っております。

あと個室Aのトイレ、シャワールームの中のカーテンにつきましては、今御意見いただきましたので、今後少し検討してみたいというふうに考えてございます。

○上山事業調整担当課長 ほかに御意見の方いらっしゃいますか。

越智委員、お願いします。

○越智委員 越智です。三つの施設共通でお伺いしたいと思います。

今回は、磁気ループについての説明がないんですけれども、3施設共通で音による情報保障の考え方をまずお聞きしたいと思います。

○小出施設整備担当 すみません。磁気ループはちょっと次回以降の議論ということで、今回資料をつけておりませんが、基本的な考え方は変わっておりませんので、今、有明アリーナとアクアティクスセンターは磁気ループをできるだけ分散して配置する計画にしておりますのと、海の森水上競技場のほうは、FM方式による補聴設備を現在検討しているところでございます。

○越智委員 はい、わかりました。今後検討ということで、一つ考えなければならないことは、聴覚障害者だけでなく、国際大会ですから外国の方がいっぱい来るとしますので、日本語だけではなくて、いろんな国の言葉の情報保障もあると思います。それに対して対応的に使えるようなシステムがよろしいのではないかと思います。それをまとめて検討いただきたいと思います。

○上山事業調整担当課長 御意見ありがとうございました。

ほかに御意見ある方お願いします。

笹川委員、お願いします。

○笹川委員 3会場共通ですけれども、音声案内をどういう方式をお考えになっているのか、少なくともやはり当事者が参加してその方式を決めないと、一方的に決められたのでは、非常に問題がありますので、その点お尋ねします。

○小出施設整備担当 音声誘導設備につきましては、先ほど共通の考え方として建物出入り口やトイレの出入り口に設置するという考え方は御説明さしあげたんですが、具体的な設備について御意見を当事者からということでしょうか。

○笹川委員 言葉の内容とかね。

○小出施設整備担当 通信式とか、そういうことを含めてということでしょうか。

○笹川委員 何をしゃべるのかという話です。

○小出施設整備担当 わかりました。具体的な設計の中でまた方式を決めたら、ちょっと御相談させていただければと思います。

○高橋副委員長 東洋大の高橋ですけども、今の件、できれば方式を決める前に笹川委員さんたちとちょっと協議をされたほうがよろしいというふうに思います。

○上山事業調整担当課長 御意見、ありがとうございます。

皆様の御意見を伺いながら、方式を決めていきたいと思います。

市橋委員、お願いします。

○市橋委員 細かいところがちょっとわからないので伺いたいと思いますけれども、ここにオリンピックアクアティクスセンターの場合、要するに、もう一回ちょっと僕らの検討するのは、競技者として出る場合はいいけど、競技者として参加する場合に、きちっとできるかというのを、ちょっともう一回、平気なのかと心配なので、見るほうはいいけど、やるほうもきちっとできているか、さっきシャワールームのほうが言われたので、その問題が一つです。

二つ目は、そういう関係で、アクアティクスセンターの場合、基本オリンピックがもう終わったら、よく代々木のプールとか、東京体育館のプールでは、サブプールに一般の人が行って、僕なんかもよく学生の時代は行ったんですけれども、泳ぐとかそういう会場はしようとしているのか、とにかくそういう目でもう一回見ていかないといけないなと思うので、ちょっと見解ですけれども。意味はわかるでしょう。

○三浦委員 ちょっと今市橋さんの質問を確認させていただきたいんですけれども、まず見る観客だけの視点じゃなくて、プールを利用する。

○市橋委員 要するに、今度は競技者。

○三浦委員 そして競技者協会。

○市橋委員 メインで、もう一回ちょっと僕も精査してみたいなとは思いますが、それが一つです。

二つ目として、競技者としてじゃなくて、例えば東京体育館のサブプールというのは、一般開放していますよね。ああいうことはアクアティクスセンターはやろうとしているのかどうか。

○三浦委員 施設整備担当、三浦です。

まず、競技者の視点で見てみたいという御指摘なんですけれども、まずはアクアティクスセンター、こちらオリンピック大会、パラリンピック大会に向けて競技できるプールとして考えておまして、当然大会後、オリンピック・パラリンピック終わった後もいろんな大会とか、あと競技利用でのプール利用というのは、当然想定しておまして、それらの方々が利用できる、利用しやすいように検討もしております。

あと2点目の例えばサブプール、一般開放するかと。まずは、これメインプール、サブプール、ダイビングプール三つありますけれども、まずこの施設全体として一般開放する予定でございます。

ただ当然、例えば週末にある大会時などは、大会を主催する運営者が貸し切りの場合もありますけれども、基本的には一般利用できるときには、メイン、サブプールとも一般利用できるように検討しております。

○市橋委員 一つは、そういう観点でもう一回ちょっと見ないといけませんよね。いいです、これは。

○三浦委員 ありがとうございます。

○上山事業調整担当課長 高橋先生、どうぞ。

○高橋副委員長 今の市橋さんの質問の中で、レガシー時に一般開放していくときに、例えば車いす対応やシャワールームですとか、そういったときには、異性の同伴者が利用できるような配置になっているのかということが一つと、これはほかのところでも同じなんですけども。

それから、もう一つは、幾つかの施設でエレベーターの開口が少しちょっと狭いのではないかというふうに感じられます。これはエレベーターの大きさに比べてです。ここがちょっと気になるので、950はとられていると思うんですけども、可能な範囲で広げられたほうがよろしいのではないかというふうに思いますので、ちょっと細かな寸法は、ここでは見えませんが、幾つかほかのどこだったかな、どこかでちょっとやや狭いなという、籠の大きさに比べて開口部がきちんととれるはずだというふうな感じがしますけども。

○飯塚委員 エレベーターの開口の話は財務局さんで何か今数値ございますか。基本的な数字として、お持ちの数字ってありますかございますか。

○尾上委員 今データとして持ち合わせてございませんので、確認してお答えしたいと思います。

○三浦委員 高橋先生、ちょっと1番目の質問を確認したいんですけども、トイレに關しまして、シャワールームに入るんですか。

○高橋副委員長 身障者の車いす使用者が利用するようなシャワールームですと、トイレの中とかもそうですけども、異性の同伴者が利用する、小さいお子さんと保護者という形になりますので、そうすると、共用の部分で利用できるような体制を整えてないと、必ずどちらかは潰さなきゃいけない形になると思いますので、そのあたりもちょっと御配慮をお願いします。

○三浦委員 多分、家族更衣室のことだと思うんですけども、家族更衣室。

○高橋副委員長 が用意されている。

○三浦委員 はい。

○尾上委員 家族更衣室につきましては、2カ所のサブプール側とメインプール側で2カ所設けてございまして、ちょっと図面上、表記がないんですけども、6ページのメインプールの左下、ロッカーが並んだ更衣室の左側、ここはメインプールの家族更衣室になっております。

それから、サブプール側につきましては、サブプールの右側の中央の会議室がありますけども、この下、真ん中辺ですね、ここが家族更衣室になるという、そこです。

○高橋副委員長 6ページですね。

○尾上委員 6ページです。ここが家族更衣室、こことですね、ここです。

○高橋副委員長 了解しました。

○尾上委員 あと更衣室内には、車いす用のシャワー室はあるんですけども、そういった対応のほうは考えています。

○上山事業調整担当課長 はい、ありがとうございます。

それでは、3施設につきまして、ここで意見交換を終了させていただきます。

○萱場委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、4施設の設計状況につきまして担当より説明をお願いいたします。

では、有明テニスの森から、どうぞよろしくお願いたします。

○尾上委員 車いす用の家族使用者の方のシャワー室というふうに申し上げたんですけども、今ちょっと家族更衣室の中にあるような、ちょっと捉え方をされたかもしれませんが、メインプールとサブプールの更衣室の中に車いす用の使用者の方のシャワー室を設けているという意味でございます。家族更衣室のほうにはございません。

○萱場委員長 今の補足説明大丈夫でしょうか。

○高橋副委員長 また確認をさせていただきます。間違いなく必要なんですけど。

○飯塚委員 次回、御相談に上がるときに図面をお持ちして相談させていただきたいと思っておりますので、申しわけございません。よろしくお願いたします。

○萱場委員長 ありがとうございました。

では有明テニスの森、引き続き説明をお願いいたします。

○飯塚委員 有明テニスの森からすみません。お願いたします。

○尾上委員 それでは、有明テニスの森について御説明いたします。

トイレに関しましては、有明コロシアムを初めとする各施設につきまして、「トイレの考え方」に沿いまして設計しております。

それから、なお手すり付便房につきましては、図中に表記をし忘れておりますけども、各トイレ内に計画してございます。

それから、観客席につきましては、第1回、第2回ワークショップにおきまして、有明コロシアムの観客席は勾配が急であるとの御意見、御指摘をいただいております。

こうした御意見を踏まえまして、有明コロシアムにつきましては、縦通路の手すりを全ての通路に設置する計画に見直しております。

ショーコート1につきましても、全ての縦通路に手すりを設置する計画としています。

これにつきましては、有明コロシアムの10ページをご覧ください。

図中、青の破線でお示しした部分に通路に手すりを設置しております。

その他、付加アメニティの席の仕様など、その他の事項につきましては、観客席の考え方に沿いまして設計しております。

エレベーターにつきましては、有明コロシアムの既存のエレベーター1台の改修を含め、全てのエレベーターについて窓ガラスをつける計画としております。

クラブハウス・インドアコートにつきましては、2ページをご覧ください。

1階ロビーに面しましたエレベーターを窓ガラス付としております。

お手数ですが、ショーコート1面につきましては、4ページをご覧ください。

図中、右下にあるエレベーターを窓ガラス付としております。

有明コロシアムにつきましては、9ページに示しておりますけども、図中下のほう、2基に並んだ新設エレベーター及びその右のほうにあります既存のエレベーターを窓ガラス付として計画してございます。

案内誘導設備に関しましては、他の施設同様、各施設において案内誘導設備の考え方に沿いまして建物出入口、一般トイレ出入口に設置しております。

これにつきまして、例としましては、8ページ、有明コロシアム1階平面図をご覧ください。青丸でお示しした部分に設置しております。

なお、第2回ワークショップで委員の皆様から、当施設について幾つか個別の御指摘をいただいております。このうち、休憩コーナーや救護室の対応につきましては、各施設において、観客がアプローチしやすいコンコース沿いに設置しております。

有明コロシアムの男女共用トイレにつきましては、男女それぞれがアプローチしやすいように、一般の男子トイレと女子トイレの真ん中に配置するように見直しております。

有明コロシアムの垂直移動につきましては、先ほどエレベーターの窓ガラス対応で御説明しましたが、24人乗のエレベーターを新規で南東側の位置に設置する計画に見直しております。

避難計画についてですけれども、新設のショーコート1だけではなく、既存の有明コロシアムにつきましても、2階のコンコース沿いに一時待機エリアを設置する計画としております。

その他、集団補聴設備やサインなどのその他の事項につきましては、今後の詳細設計や運用で対応することを検討しています。

有明テニスの森につきましては、説明は以上です。

○萱場委員長 ありがとうございます。

引き続きまして、大井ホッケー競技場、よろしくお願いたします。

○尾上委員 続きまして、大井ホッケー競技場について御説明いたします。

トイレにつきましては、第一球技場、第二球技場ともに「トイレの考え方」に沿って設計しております。

案内誘導設備につきましても、第一球技場、第二球技場ともに案内誘導設備の考え方に沿って設計しております。

これにつきましては、各施設の平面図で御確認いただければと思います。

2ページ、第一球技場の1・2階平面図をご覧ください。

第一球技場の車いす席、付加アメニティ席の配置につきましては、2階平面図に記載のとおり、下段南側の端部にあった車いす付加アメニティ席をワンプロック中部に移動しております。

第一球技場の縦通路の手すりにつきましては、全ての縦通路の中央に手すりを設置しております。

エレベーターにつきましては、エレベーターを2台設置しますが、2台とも窓ガラスを設置する計画としております。

5ページ、第二球技場、1・2・3階平面図をご覧ください。

2階平面図で赤と青で示します車いす席、付加アメニティ席の配置については、空き席の両端部にありました車いす付加アメニティ席を中央に移動しております。

縦通路の手すりについては、青の破線でお示ししておりますけども、既存の縦通路は幅が狭く、全ての通路に手すりを設置することはできませんので、必要な通路幅が確保できる端部の通路などに手すりを設置しております。

その他の事項につきましては、観客席の考え方同様に設計しております。

エレベーターにつきましては、平面図、左のほうにお示ししておりますけども、扉にガラス窓付のエレベーターを1台増築いたします。

その他の集団補聴設備やサインなどの事項につきましては、今後の詳細設計や運用で対応することを検討しています。

大井ホッケー球技場につきましては、説明は以上でございます。

○萱場委員長 ありがとうございます。

では、続きまして、カヌー・スラローム会場、お願いいたします。

○堀川委員 それでは、カヌー・スラローム会場について御説明します。

⑥の1ページ目をご覧くださいと思います。

場所ですが葛西臨海公園の隣でして、最寄り駅は葛西臨海公園駅で、そこから葛西臨海公園の中を歩いて、この施設に入ることができるようにするという計画でございます。この場所に人工のこういうカヌー・スラロームコースを整備するというものでございます。

1ページをめくっていただきまして、その裏側に競技の参考でこういった競技を行うという競技の概要をお示ししております、その次のページ、3ページ目に施設の大まかな概要について図面でお示しをしております。

この中の奥のほうの水路、競技コースというところが競技を行う場所として、大体中から200メートルございます。平均幅が10メートルというものです。

これを水を流すためのポンプ施設とか、その水の水質を維持するためのろ過施設というものをつくります。

ただ、ここの観客席につきましては、これは大会のときに仮設の施設として整備をする予定でございます。

そのほか、この図の中で言いますと、左のほうに管理棟という建物がありますがけれども、これは主に選手が利用する施設でございますが、都民の方も多様な利用をするということを想定しております。

きょうも御議論いただきましたエレベーターとか、トイレの配置の考え方に基づきま

して具体的な設計を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○萱場委員長 ありがとうございます。

では続きまして、アーチェリー会場お願いいたします。

○小出施設整備担当 アーチェリー会場につきましては、計画の進捗状況は、第2回のワークショップから大きな変更はありません。

1枚目の資料に計画地の場所、決勝会場と予選会場の整備の考え方を掲載しております。

都が整備する予定会場の整備の進め方を左下に記載しておりますが、現時点は、凹地状になっている広場に土を盛って平らなフィールドにするための盛り土工事を実施中です。あわせて、現在施設の設計にも着手したところでして、施設の内容を現時点で未定ですけれども、矢が飛び出ないような防矢の壁や、用具をしまう倉庫、それから選手のための日よけの施設を検討しております。

めぐりまして、2枚目にアーチェリー競技の概要を示しておりますが、都が整備をする予定会場は、左の写真のように、決勝の組み合わせを決定するために参加者が一斉に矢を的に向かって撃つということで、広い平坦な広場が必要になるということで、今回これを整備することになります。

最後に、3枚目に整備後のイメージがわかる資料を添付しておりますが、現在円形のくぼんだ広場の周囲に樹木が広がっているところですが、ここに横150メートル、縦130メートル程度のまとまった芝生広場を計画していきます。大会後は、この芝生広場でアーチェリーを中心としまして、多目的なスポーツ利用や来園者の憩いとなるよう整備を進めていくところです。

以上でございます。

○萱場委員長 はい、ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明のありました4施設につきまして、使い勝手等の御意見を賜りたいと存じますが、進行につきましては、事務局をお願いいたします。

なお、先生方の質問を正確にお答えするために、御質問の内容の趣旨を確認させていただいたり、あるいは精査させていただいたりすることがあることを御了承いただければと存じます。

では事務局、よろしくをお願いいたします。

○上山事業調整担当課長 それでは、御意見のある方、挙手をお願いします。

どの施設であるかを最初におっしゃっていただければと思います。

川内委員、お願いします。

○川内委員 これは表現上のことがまずありますが、一つは、有明テニスの森の1ページ目に航空写真がありますけれども、ここで言うと、五つの施設が施設概要として上に書いてありますよね。そうすると、それはどこにこの五つの施設が配置されるかというのは、やっぱり書いてほしいなど。そうしないと、どこの説明をされているのかよくわからないというところがあります。それが1点。

それから、次が、大井ホッケー場ですが、大井ホッケー場も実は第一球技場と第二球技場というのは、1階の配置図に書いてないんですね。どっちが第一で、どっちが第二なのかというのがわからないので、これも書いていただきたいというのがあります。

それから、3点目ですけれども、大井ホッケー場の5ページですが、手すりがついていますが、ほかの競技場に比べて手すりの色が違うので、非常にこれ手すりなのというのがちょっとわかりにくかったので、ほかの競技場と同じように、濃い青の色で手すりを書いていただきたいんですが、5ページです。

御質問は、壁際に手すりがついていますよね。だけど、もちろん手すりは通路の両側につけるのが基本ですよね。基本だけど多分、通路幅が狭くてつけられないんだと思うんですけど、片側しかつけられないとしたら、むしろ客席側につけるほうが有効なのではないかと。壁際のほうは、コンクリートか何かの壁があって、多少でも手を支える、体を支えるものがあるけれど、反対側もいすで、人間の体よりもちょっと低いところにあるわけです。

ですから、むしろここだったら、どうしてもここ、いろんな関係で片方しかつけられないのであれば、むしろいす側につけたほうがいいのではないかというふうに思います。

以上です。

○尾上委員 今の御意見ですけれども、これは席側につけますと、どうしても横幅が小さくなってしまうということで、その反対側につけているというようなことでございます。

○川内委員 川内ですが、壁際につけても、手すりですから10センチぐらいは出るわけですよね。なので、有効幅がいす側につけたら狭くなるという説明がよくわかりませんが。

○尾上委員 今の御指摘ですけれども、既に壁側のほうは既存の手すりはついておりまして、

それを加工しまして新しく手すりをつけ直すということで対応しておりますので、通路のほうをいじめずに反対側であればつけられるということで、このような対応になってございます。

○川内委員 川内です。何か言わなければならない立場になったので言いますけれども、使い勝手から言うと、壁際の手すりをとってしまって、いす側につけるといいうほうが使い勝手はいいと思います。ただ、コストの問題とかで壁際にあるといいうのをとるといいうのもなかなか無慈悲な言い方のような気がするので、一応了解しましたけれども、本当はそうじゃないよなということだけは申し添えておきます。

以上です。

○飯塚委員 有明テニスの森の計画がちょっと今の航空写真ではわかりにくいというような御指摘を頂戴いたしましたので、この航空写真をもとにして恐縮なんですけれども、ちょっと施設の配置を口頭で補足説明をさせていただきたいと思います。

今お示しをしているのが、今の既存の有明テニスの森の航空写真を参照してまして、施設として大会後、残していく恒久施設として建設するのが、めくっていただきますと、クラブハウス・インドアコート1階、2階という平面図があって、その後にショーコート1階、2階という平面図があって、それは3階もありますね。3階もあって、その後、有明コロシアムの1階平面図というふうになっていくわけなんですけれども、この三つの施設が大会後に残っていくということになります。

有明コロシアムは、もう写真で見ていただいてわかるとおり、この既存の屋根のかかっている半分あいているのが有明コロシアムでございまして、ここを改修していくということなんです。

それと、一番最初に出てきましたクラブハウス・インドアコートというのは、航空写真のちょうど真ん中のちょっと上あたりに、クラブハウスが既存のほうはあるんですね。ちょっとわかりにくいかもしれませんが、ちょっと指していただくとありがたいんですが、その部分ですね。その部分に既存のクラブハウスがありまして、そこを壊して、そこにクラブハウスとインドアコートを合築して、一体の建物を建築するということで、建物が今図面でご覧いただいているクラブハウス・インドアコートの1階、2階の平面図になっているというわけです。

それとショーコート1ですけれども、ショーコート1については、今の既存の芝生広場のちょっと南側の部分、その下あたり、今指していただいているそのあたりに3,000

席のショーコート、観客席付の屋根のないコートを1棟建設させていただいて、それが図面に出ているショーコート1階、2階、3階の平面図でお示しをしているような施設となっていくというわけでございまして、ちょっと航空写真が計画と対応しておりませんで、申しわけございませんでした。

以上のような計画でございますので、よろしく願いいたします。

○三浦委員 続けて、大井ホッケー競技場の1ページの図面と2ページ以降の会場について補足いたします。

まず1ページの配置図におきます、メインピッチと書かれております中央にある競技場が、2ページ以降の第一球技場に相当します。

次に、1ページの右側にありますサブピッチが、これは既存の第二球技場、図面でいいますと、5ページ以降の第二球技場に相当します。

以上です。

○市橋委員 メインが1で、サブが2ということ。

○三浦委員 はい、メインが1で、サブが2です。そのとおりです。

○上山事業調整担当課長 ほかに御意見のある方、いらっしゃいますでしょうか。

市橋委員、お願いします。

○市橋委員 一つあって、大井ホッケー場はメインスタンドは新築なんですか、まるっきりの…

○三浦委員 メインピッチは新築です。現状ではクレイ、土のコートがあるんですけども、そこにスタンドは今ないものですから、スタンド自体を新設します。

○市橋委員 両方だから、手すり幅がということですか。

○三浦委員 はい、今手すりの幅が御意見いろいろありましたのは、サブピッチ、第二球技場のほうでして、これは既存のスタンドが既に存在します。この既存のスタンドを第二球技場について改修して、できればバリアフリーを図っていこうという検討をしております。

○市橋委員 あと意見として、仮設の部分をきちっとやっていただけるなら、仮設の部分に関しても、またこういう会議を設けていただくわけね、今のところ。

○上山事業調整担当課長 事務局の上山です。

仮施設につきましては、組織委員会のほうで今検討をしております、こういう場を設けるかどうかについても、検討しているところです。前向きに検討しているという

ことは聞いております。

○市橋委員 それは例えば、アーチェリーなんていうのはよそへ変えてもいいけど、結論はわからないというのか、結果が出てくるかもしれないわけね。

○上山事業調整担当課長 そうですね、一つの施設で公設と仮設が両方ある場合に、公設だけ皆さんの意見を聞いて、仮設だけはやらないというのは、確かにちょっとよくない話ではありますので、ちょっと組織委員会のほうと連携して検討はしてまいりたいと思います。

○市橋委員 というのは、僕らは組織をしょっているわけだから、やっぱり僕らの御意見を言って、何とかいう、おまえ限られているんじゃないかという、予算なんかあった場合、あるいは終わった後で、いろいろな意見が出ない、結局細かいところで計画をどうこう言われるから、みんなが気持ちいいような形をとっていきたいので、これを最終にやっていただきたいと。また、みんなが合意するような時間を僕らには与えていただきたいと思います。

○上山事業調整担当課長 はい、ありがとうございます。しっかりと伝えていきたいと思っています。

ほかに御意見のある方、いらっしゃいますか。

高橋委員、お願いします。

○高橋副委員長 細かなところなんですけども、充電用コンセントの位置がコロシアムのほうですと、通路側に用意されているところなんですけど、これは新設のほうは客席側に用意されているので、このままもし基本設計が出てくると、設計者側、実施設計側からここでいいんだというふうに勘違いしてしまいますので、ちょっと御注意をしてほしいのと、非常に席が離れているところなんかもありますね。そこは少なくとも1カ所は設けられるようお願いをしたいというふうに思います。このコンセントは車いす充電用だけではなくて、いろいろほかにも利用する競技とか十分利用できますので、その辺は余りけちらないほうがいいのかという感じがいたします。

それから、もう一つは、今の市橋委員のお話ですが、仮設でカヌー・スラローム会場、これは仮設のエレベーター等は設けられているように、今ちょっとわからないかと思いますが、組織委員会のほうにぜひ御要望は伝えていただければというふうに思います。車いす席をどこに配置するのかということなんかもあるかもしれません。

○堀川委員 そうですね、観客席について組織委員会で整備ということですので、御意見

があった内容については、お伝えをしたいと思います。

○飯塚委員 コロシアムの充電用コンセントについて何かございますか、

○尾上委員 今御意見を踏まえまして、検討をさせていただきながら進めていきたいというふうに思います。

それから、先ほど、アリーナとアクアティクスセンターでお話がありましたエレベーターの開口なんですけども、基準の950は担保する形で今進めておりますが、具体の寸法につきましては、調べまして対応させていただきたいと思います。

○上山事業調整担当課長 中野委員、お願いします。

○中野委員 個々を見ながら、全体的にトイレの男性と女性の左右の分け方なんですけれども、これは何らかのルールをおつくりいただいているのかどうかなんですけど、廊下を挟んで分かれている場合はしようがないと思うんですけど、あるところから、例えば右が男性、左が女性というようなルール化ができていますと非常にわかりやすいとは思いますが、今回の場合というのは、それは特に考えられていないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○飯塚委員 基本的な考え方としては、今のそういった考え方でやっているわけではないんですけども、具体の設計の中で何か配慮ということは、今のところはないです。

○尾上委員 全てここをこうしてとルールを決めて配置しているわけでもありませんが、特に既存トイレについては、そういった考え方に変えていくというのは難しいかと。

○中野委員 ただ既存を変えるのは難しいのはよくわかっているんですけど、新しいところで何かそういう方向性というのがあると、比較的わかりやすくなるかなということで、今ちょっと意見を言わせていただきました。

無理にとは申し上げませんが、視覚障害の観点からすると、これは本来統一されていれば、音声案内が十分でないところでも、きっとこちら側が男性だろうとか、女性だろうという予想がつくというところで質問させていただいた次第です。

以上です。

○松本委員 トイレの配置については、男女比率、その個数もありますので、それを今の平面計画の中に落とし込むという形で設計しておりまして、そのルール化という形で全て左・右という形で現実に落とせるかということですが、現状のところではかなり厳しいということで御理解いただければと思います。

○上山事業調整担当課長 越智委員、お願いします。

○越智委員 越智です。確認が一つと、これからについての意見、お願いが二つあります。

まず一つは、大井ホッケー場ですが、ほかの会場は大きすぎるとか、特殊過ぎて聴覚障害だけで使うということは、まず想像できないんですが、大井ホッケー場はサッカー、ゲートボールなど聴覚障害者だけでも使う可能性があります。そこで心配なのは、非常時の視覚的なシグナルです。こちらのほうもトイレとか、いろいろな場所に非常時の視覚的なシグナルがあるかどうか確認したいと思います。

二つ目の意見とお願いですが、まず一つが、オリンピックの後にパラリンピックがありますね。当然そこもパラリンピックも使いますので、いよいよ東京オリンピック、そこも含めて設計されたと思います。私たち聴覚障害者もデフリンピックという聴覚障害者のオリンピックがあります。今年7月にトルコで行われます。

私どもとしては、将来的に日本でデフリンピックを開催したいと考えております。そのときには、この会場を使うことになると思いますので、できればですが、デフリンピックの状況も確認して、あらかじめ工事をするとき、必要となる設備があれば配慮していただきたいと思います。

ちょうど私どもの会長の栗野が、これまで3回団長としてデフリンピックに参加しております。まだ発表しておりませんが、トルコも参加する予定でおりますので、トルコの大会が終わった後、栗野に対して、必要な工事、必要な設備があるのかどうか確認をしていただければと思います。

もう1点は、スポーツ祭2013、情報保障を担当して開会式、閉会式等々手話通訳、文字情報などをやりましたけれども、そのとき一番苦労したのは何かと申しますと、手話通訳を撮影したり、要約筆記の文字を打つブースです。場所の確保がなかなか大変でした。

例えば、場面から見えない場所で確認もできないまま、表示の状況を確認できないまま作業するということがありましたので、できれば今後、検討に当たって、どこで手話通訳をとる、文字の書き込みをするかというような、その場所を確保していただくように設計の段階でお願いしたいと思います。

もう一つは、大型スクリーンの位置が見える位置で作業する、撮影をする、入力をしていくということができません。設計に入れてほしいというまでは言いませんが、どこでやるのかということも、あらかじめ検討しておいて、本番スムーズになると思いますので、検討よろしく願いいたします。

○三浦委員 施設担当、三浦です。

3点質問あったと思うんですけども、まず1点目は、トイレの非常時の設備ということですが、これは一旦、ちょっとこのホッケー、ほかの施設と同じような考え方でおりまして、特段このホッケー会場だからといったために特別な非常時設備というのは、今のところ設けておりません。

ちょっと2点目は、パラリンピック時に使用されるということかどうかというような発言があったんですけども、実はこれ当初、このパラリンピック時の5人制サッカー、視覚障害者向けサッカーの候補会場にはなっていたんですが、最終的にここは会場ではなくなりまして青海地区というところにですね、5人制サッカーのほうは会場が変更になってございます。

最終的にはそこに変更になりまして、現在では、ここはオリンピック時のホッケー会場のみ会場となっております。

あと3点目は、多分デフリンピック、例えばここの体育館を利用して、デフリンピック等の聴覚障害者の利用を想定した会場になり得るんじゃないかと。たしかこれ人工競技場で人工芝ですので、そういったことも将来的には考えられると思います。

○越智委員 改めて、説明させていただきます。

1点目は、大井の話です。これは今後、一般公開の際、ここだけで聴覚障害者のみ使う、聴覚障害者だけでここを使うということはありませんが、ほかの会場は聴覚障害者だけが使うということは考えられないんですけども、ここは聴覚障害者だけで使っている最中に火災など起きたときにどうするかということをご心配しております。

ですから、ここもほかの施設と同じように、危機管理があるかどうか質問をしました。残りの二つは、全体を通しての話ですが。

○三浦委員 すみませんでした。質問わかりました。仮に聴覚障害のみの方々がこの会場、このコートを使った場合の対応ということですね。現状で設計上、何か設備的なものということは設けてないんですけども、越智さんからありましたように、例えば画面に表示する際に、手話通訳の方がですね、ちょっとすみません。もしも趣旨が違ったらおっしゃってください。

ちょっと運用上の例えばそういった人をどう配置するとか、多分手話通訳の、違いますか。

○越智委員 申し上げます。有明アリーナでは、場内の非常のフラッシュが出たときに、

視覚的に今、危機である、危険があるということを知らせてくれます。しかし、大井はオリンピックが終わった後、有明の場合は、聴覚障害者だけで使うことはないと思います。ただ大井は、聴覚障害者だけで使う可能性がある。そのときのことを考えて、ほかの施設と同じように、ここにも危険が視覚的にわかる配慮をぜひやっていただきたいという確認しています。

○飯塚委員 今、大井のホッケー場については、ほかのオリンピックの会場と同じような設備を考えていまして、非常用の誘導音ですとか、あるいは点滅灯を使った誘導灯みたいなものを各階につけて避難には役立つようなことを考えておりますけれども、越智さん個人の御指摘のように、今後、聴覚障害をお持ちの方だけで単独でここを御利用なられたときに、視覚的にどんなサインが有効であるのかということについては、今後サイン計画等も考えていきますので、その際に、もしも知見を頂戴できれば応用できるかもしれませんし、そういった視点で考えていきたいというふうに思います。

○越智委員 それはどういうふうに考えて。

○飯塚委員 それともう1点。

○越智委員 あと二つ、また改めて説明させていただきます。

デフリンピックの話なんですけども、いろいろ市橋さんのほうから、当事者のアスリートのことにも配慮してほしいというような話がありましたよね。パラリンピックに対しての配慮はあると思うんです。部分的にあらかじめつくっておくということもあると思います。余り多くはないと思うんですけど、聴覚障害者でもそういうところがあるかもしれません。パラリンピックに向けてというだけではなくて、デフリンピックのことも参考にして、将来的にもし東京でデフリンピックを開催しても対応できるように検討していただきたいと思っています。

○三浦委員 ありがとうございます。多分ちょっとこれは当然いろんな使われ方があると思いますので、越智さんが言われたようにですね、デフリンピックのような大会もできるような運営方法と合わせて、これは検討していきたいと思います。

○越智委員 よろしくお願いします。

○上山事業調整担当課長 スポーツ祭2013のときの情報保障を担われた御経験から、要約筆記ですとかのブースの場所、適切な場所に置くべきという御意見につきましても、運用の方法を検討するときに考慮してまいりたいと思います。

それでは、時間がちょっと超過しているので、市橋委員、手短にお願いできればと思

います。

○市橋委員 重要なのは、さっき中野先生が言われた、原則はどっちかというのは、すごく障害者にとっては、とても重要なことなんです。これはぜひ原則はどうで、ここは原則を守っていませんよというならまだしも、ちょっともう一回考えてやって、でもそれを決めた場合、周りが駅とか、周りが施設のトイレの位置が多分変わってくるわけで、ちょっとそこら辺はもう一回、考慮をできないかなということを僕はもう一回、こうして言いたいと思います。

二つ目は、さっき言ったので、僕らも言いたかったのは、パラリンピックで使えればいいじゃなくて、終わった後、僕らが大会とか、あるいは催しとか、そういう部分を主催者として使っていくんだという配慮もお願いしたいということを意見として言うのですよ。

○上山事業調整担当課長 ありがとうございます。大会後の利用も見据えて、皆様の御意見を伺っていますので、パラリンピックで使えればいいということではなくて、後々のこともさまざま利用者に対応できるように検討してまいりたいと思います。

それでは、貴重な御意見ありがとうございます。

永田委員、何かございますでしょうか。よろしいですか。

木下委員は、何か御意見がございますか。

○木下委員 すみません。特に意見ということはないんですけども、実施設計というか、第1回目の委員会の後に、例えば有明アリーナですと、車いすの競技団体とか、恐らく水泳のアクアティクスセンターの件ですと、身体障害者水泳連盟さんとか、競技団体のほうに御意見を聞いていただいていたということがあったと思いますので、それはこの内容に大分反映していただいているとは思っております。

また今後、機会あるごとに必要があれば、また競技団体のほうに御意見をぜひ聞いていただきたいというふうに思っていますので、引き続きよろしく願いいたします。

○上山事業調整担当課長 はい。ありがとうございます。

それでは、この辺で意見交換を終了させていただきたいと思います。

本日、御意見をいただきました七つの施設につきましては、時間内に出られなかった御意見等ございましたら、メールで受け付けたいと思います。期限がちょっと短くて恐れ入りますが、4月7日金曜日を目安に事務局のほうまでお送りいただければと思います。

最後に、事務的の連絡になりますが、本日御説明用に配付させていただきました資料につきましては、冒頭でも御説明しましたとおり、参考資料以外につきましては、会議後、ホームページ上で公開させていただきます。参考資料については、取扱注意をお願いいたします。

また、次回の日程につきましては、先日事務局より、5月24日水曜日、14時から17時というふうにお伝えをさせていただいたところなんですけれども、すみません、開催時間につきましては、ちょっと再度調整をさせていただきたいと考えておりました、ちょっと時間が遅くなって申しわけないんですけれども、本日と同様、15時半から18時ということで考えてございます。

この件につきましては、別途事務局より皆様に連絡をさしあげたいと思います。

事務連絡は、以上でございます。

○萱場委員長 それでは、委員の皆様、本日は長時間にわたりまして御協力いただき、また円滑な議事進行にも御協力いただき、ありがとうございました。

先ほど事務局から御意見があれば4月7日までにというふうなお話をさせていただきましたが、先ほどこちらのアクセシビリティ・ガイドライン組織委員会の資料につきましても、御意見をたくさん賜ったところでございますが、何か付加的なものはございましたら、改めてその場で、御連絡の中で言っていただいても結構でございますので、間違いなく組織委員会のほうに伝えてまいります。

それでは、本日のアクセシビリティ・ワークショップを終了いたします。

長時間どうもありがとうございました。

午後6時17分閉会